

第七十一回国会 参議院農林水産委員会會議録第二十三号

(三八三)

昭和四十八年七月十二日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

七月十一日

辞任

高橋雄之助君

川村 清一君

辻 一彦君

補欠選任

鹿島 俊雄君

吉田忠三郎君

小谷 守君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

亀井 善彰君

園田 清光君

初村 龍一郎君

工藤 良平君

中村 波男君

梶木 又三君

河口 陽一君

小林 国司君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚田 四郎君

鍋島 直紹君

温水 三郎君

平泉 渉君

堀本 宜実君

足鹿 覺君

小谷 守君

杉原 一雄君

塚田 大願君

政府委員

経済企画庁総合開発局長

科学技術庁研究調整局長

環境庁自然保護局長

環境庁水質保全局長

農林政務次官

農林省構造改善局長

農林省農畜園芸局長

農林省畜産局長

水産庁長官

通商産業政務次官

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

警察庁刑事局保安部長

相川 孝君

大蔵省関税局監視課長

本多 行也君

農林省農林経済局審議官

堀川 春彦君

農林省畜産局審議官

下浦 静平君

通商産業省鉱山石炭局石油業務課長

根岸 正男君

通商産業省鉱山石炭局石油開発課長

豊島 格君

運輸省港湾局技術参事官

大久保喜市君

本日の会議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(天然ガスの噴出による農業被害対策に関する件)
(畜産振興対策に関する件)
(美保湾における漁場埋立問題に関する件)
(輸入豚肉問題に関する件)
○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨十一日、川村清一君、辻一彦君及び高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として吉田忠三郎君、小谷守君及び鹿島俊雄君が委員に選任されました。
○委員長(亀井善彰君) 天然ガスの噴出による農業被害対策に関する件を議題といたします。
本件に対し質疑のある方は順次御発言願います。
○佐藤隆君 いま委員長からお話しありましたように、天然ガス自噴についての被害対策とどうか、そういう具体的な問題をひとつ、ここで一歩でも二歩でも前進した形できめさせていただきますたいと思いますが、この農林水産委員会、私が質問する理由の大きなものは、やはりいま国民の命と暮らしを守るという意味で環境問題、非常に大きな問題であります。その中で食糧問題というものが、この委員会でも専門的にいろいろ各党から意見が出ています。その食糧政策の中の、いろいろな柱がありますけれども、その柱の一つである優良農地の確保という問題、このことについて、最初、農林省の見解を承っておきたいわけがあります。優良農地の確保ということ

が食糧政策の中の一つの柱となっておりますが、優良農地の確保についてどういう手立てをいままでやってこられたか、また、これからどうしようとしておられるのか、それをまず承っておきます。
○政府委員(小沼勇君) 御指摘のように、食糧を安定的に供給するためには、生産力の高い農用地を計画的に確保する必要があると考えるわけでございます。このために、農業振興地域制度を法律に基づきまして制定しております。この農業振興地域の指定、それからその中の農用地区域と、これが大体優良農地に該当するかと思っております。その農用地区域の設定をいま促進をしていくわけでございます。これが一つでございますが、そういうふうに地域として設定をして確保することをほかのところに、農地法に基づきまして、そういうところの転用については規制をするということを進めているわけでございます。それだけでは足りませんので、そのほかに、積極的にこの農地を売りたいというふうな人があった場合に、農地保有合理化法人によりまして土地の買い入れをし、それをまた、農業をやりたい人に売るといふふうな事業などを進めているという状況であります。ただ、そういうふうな制度面だけではなくて、御承知のとおり、積極的に土地を造成していくということも必要でございます。
そういう意味では、優良農地を今後開発、造成するということで、土地改良長期計画におきましても、そういう造成事業を大幅に取り入れて進めていく、あわせてこの造成と、従来の土地の基盤整備事業というものを進めるということでございます。そして、総合的に、多角的に、この事業を進めながら、優良農用地を計画的に確保するという進め方でございます。

○佐藤隆君 いまのことで大体わかりましたが、一つ、私のほうでつけ加えて、また簡単に答弁をいただいておりますが、特殊排水事業というのが農林省にありますね。これは、一つの大きな意味では地盤変動というか、これは、一つの変えれば、地盤沈下対策。一時は、これはやはりガスをおまわり掘ったから沈下したかとか、いろいろな議論が、かつても行なわれたことがあります。

しかし、農林省で第一次、第二次あるいは第三次という形で、特殊排水事業ということで、高率の補助をもって、優良農地の形を整えておるが、その農地の大事な基盤が沈下するというようなことについて、特殊排水事業という形で、いろいろ手立てを今日までやってこられた。地盤変動あるいは地盤沈下、まあいろいろなことが従来もあつたし、これからのことも思ひます。そういうことについても優良農地の確保という観点から、優良農地というのはいささか基準を定めるかということ、非常にめんどうだろと思ひます。それをここで一々議論しようとは思ひませんけれども、いろいろな点から考えて、優良農地ではあるが、地盤沈下とか何だとか、いろいろそういう地盤変動、地盤沈下の沈下、そういうものがある場合、いままですて手立ては加えてこられた。これからもうそういうことが新しい地域に出てこないとは限らない。そういうことも含めて、優良農地の確保という問題をひとつ考えていただかなければならぬ。特に、地域分担で、米どころということできめであるならば、やはりそういう特殊な事業というものは、いままですてあるもの、また、これから考えなければならぬもの、いろいろ出てくると思ひますが、そういう意味での優良農地の確保という考え方も必要でないかと思ひますが、いかがですか。

新設、または改修の事業で、大体三百ヘクタール以上の受益面積ということで、そういうかなり大きな地域にわたるものについてこれを行なっているわけでございます。今後ともいろいろ地盤変動とか、いろいろな問題で、そういうことがないとは言えませんが、そういうこともあるかもしれせん。いま御指摘の、優良農地の確保という点から施策を講ずる必要はあるかと考えております。

○佐藤隆君 実は、いま新潟県の中条町で、天然ガスが自噴をしておるということで、非常にセンセーショナルな言い方をすると、大地は燃えたりとか、地球は燃えたりとかという人もおられますけれども、その実情がどうかという人もおられます。私も現地を視察をしてみました。これはしかも、天然ガスの自噴という問題で、農作物自体に相当な被害を与えておるということ、そういう農業問題、食糧問題、それからもう一つは、これは農地としては四十ヘクタールほどの被害があるように私は聞いておりますが、四十三年ごろからそういう問題が起きておる。そして町でも、県でもいろいろな調査をやつてきた。しかし、なかなか問題はいささか解決しない。最近、何かこれが広がつてくるようである。しかも、いま環境保全という問題は非常に国民的な課題でもありますし、政治的な課題でもあります。それから、環境保全という大きな問題の中に、そういう食糧問題としての問題が出てきておる。なおかつ、これに加えて、メタンがまあ八九%と聞いておるんですが、どの程度か、相当なメタンを含んでおる。ある程度、またガソリンに近い成分を持った構造性ガスとかという話であります。私は専門家でありませんからわかりませんが、そういうものが自噴をしておる。そして私も写真を見、先ほど通産政務次官に私のとつてきた写真をお見せいたしました。たんばにぶくぶく、ぶくぶくと穴があいて、そしてメタンガスが自噴をしておる。そして落水をしようと、水を引くと根ぐされを起こす。だから、水をそう張らないでもいい時期にでも水を張つてなきやならぬ。そ

ういうことで根ぐされが起つておる。それからたばこもそうでありまして、チューリップ畑もそうでありまして、まあいろいろ被害を与えております。

それはさておいて、構造性ガスということになりますと、この天然ガスの自噴問題は、環境問題の中にエネルギー資源開発という問題、これもまた包含をしておる。しかもこの地域の近くには、日本鉱業が井戸を掘つておる。そして関東への工業用燃料を送つておるやに聞いております。あるいは石油資源開発株式会社の井戸もある。そういう地域であるだけに、環境保全という問題、あるいは公害という問題、そういう問題で非常に住民は不安な毎日を送つておる。実はこれは新潟だけの問題、局地的な問題ではありますけれども、中央紙にも、ある一部には「ガス攻め」にののく、「水道から水田から」天然ガスが「噴出」と、こういうことで書かれておりますが、私も実際、井戸、飲料用水に使つておる井戸からガスが同時に出て、もうとても使えないというのを見ました。それから、五十センチほど掘ると、もう火がぼつとつくというのを見ても、実際にまいて、ここに写真もつてまいりました。

はり、私はこの際お聞きをしておかなければならぬと思ひます。

そういうわけで、まず通産省にお聞きをいたしますが、四十三年以来天然ガスがこの中条町高畑地区に噴出をした。四十四年六月に、町が原因究明調査委員会というものを発足させた。この調査委員会の西田委員長——新潟大学理学部教授西田委員長を、その調査委員会の責任者といたしまして、四十五年十月にその調査結果が報告をされた。しかし、まだいまいきさは、依然として残つておる。そういう経過について通産省は御存じですか。

○説明員(豊島格君) 存じております。

○佐藤隆君 全部その調査報告は知つておるとおっしゃいますから、それでいいですがね。

その内容を私のほうから申し上げますと、いろいろな「地下水位の低下」「断層などによるガス層からの漏えい」「新潟地震による影響」これらの想定原因について検討した結果、地下水位の低下は、誘因になり得るが、本質的な原因とはならない。また、ガス井の掘きくについては直接の因果関係を証明することはできなかった。と、しかも、これが「究明については、長期にわたる観測が必要であり」「当分」ガスの湧出は持続するものと予測される。と、こういう結論が四十五年十月に出ておるんです。いまは、もう四十八年の七月でありますから、これ約三カ年たつておるわけでありまして、そして、最近、どうもその範囲が拡大されておるやうに思ふということで、不安は絶えないと、こういうことになっておるんです。

七月の六日に、通産省は係官をさつそく派遣をされた。これは県議会でも問題になっておりますから、事の重要性は十分お認めになつて派遣をされたんだらうと思ひますが、その派遣結果について、簡単にいいですか聞かしていただきたいと思ひます。

○説明員(豊島格君) この問題につきましては、四十三年ごろから、相当ガスが自噴するといふこ

とで、県それから中条町その他、先ほど先生の御指摘ありましたように、調査をされるときにも、

一方では、これに対する対策も、ガス抜き井戸をつくるというようなことをやってはあったわけ

です。その後、一時減っていたわけですが、ことしになりましてから、かなりふえた、自噴がまた増

加してきたということで、私も少しは、特に、現在やっております日本鉱業と、それから

石油資源のガス坑井につきまして、そこから漏れ

ていることはないか、再度点検しろという指示を

出したわけでございます。いずれにしても、原因

が多いということで、何とか根本的な対策を立て

る必要があるんじゃないかということを考えまし

て、とりあえず、私も、保管、担当官とそれか

ら地質調査所の専門官を派遣したわけですが、実

際報道されているように、非常にひどい状況であ

るという感じがしております。

まいりました経過を考えますと、これは簡単には原因はわからないと思うんです。

それで、やはりこの町でもって、県でもっていろいろやってみて、研究もしてみなければならぬ。そうすると、ここで、やはり調査を、国自身が、もちろん県や町とも連絡をとりながら調査する必要はあるんじゃないですか。これは、局地的なことだとしても、国自身が原因を究明する、そういうことが必要だろうと思います。そうして、これは環境保全の問題ともかね合いますが、社会問題にならないうちに、やはりそういう体制を整えて、そして、こういうことから社会不安が起きないように親切的な行政をすべきではないか、こう思いますがいかがですか。

○説明員(豊島格君) 先生御指摘のとおり、これは、単にそういう現在掘っております天然ガス井から漏れておるかどうかをチェックするだけではな

く、西田教授がいろいろ原因を追求されたときも、先ほど先生御指摘のように、四つばかり因果

関係のありそうなものがあるというところでやっ

けれども、結局わからなかったというのが現状で

ございますが、わからないままはうっておくとい

うことはいけないことは当然でございます。こ

とか、あるいはすぐやりますとか、何かめりはり

のついた、そういうことをひとつやっていただき

たいと思います。そうでないと、いたずらに不

安から不安へ不安を重ねて、一体政治はどこに

あるんだ、行政はどこにあるんだみたいなこと

で、変なふうにエスカレートして、あるときには、そ

れが反体制運動に利用されるとはなはだ遺憾であ

ります。どうですか。

○政府委員(矢野登君) お答えいたします。

中条町地域の天然ガス自噴の問題につきまして

は、先生が御指摘になりましたように、資源対策

としてのエネルギー問題、こういう方面も相当考

えなければならぬ問題と存じますが、それにも

まして農地の被害の発生並びに地域住民の居住に

心配をかけるという大きい問題でございます。す

で、早急にこの原因究明と噴出防止の対策を講ず

る必要があると存じております。このために、た

だいま話題になりました係員を現地に派遣いたし

まして、噴出状況の調査を行なわせたというよう

なことでございますが、この噴出原因の究明とそ

の防止対策を検討する調査研究委員会、これを通

産省内で現在検討中でございます。この委員会

は、学識経験者並びに政府機関の職員、これで構

成いたしまして、七月中旬、今月中に設置いたし

まして直ちに活動を開始する計画でございます。以

上お答え申し上げます。

○佐藤隆君 それじゃ、ひとつそれ今月中にぜひ

発足をさせていただいて、関係各省——きょうは

私はそこまでお聞きすればあともあまり言う必

要はないんで。——科学技術庁は来ておられます

か。私が心配するのは、だんだん詰めるような言

い方で恐縮でありますけれども、委員会を設置す

るといふならやっぱり金がかかります。これは予

算の点はどうなっているか、これは事務的にひと

つ答えていただければいいか。どなたからでもけ

こうであります。これは関係各省というやつは

り科学技術庁、通産省あるいは農林省の問題もあ

りますし、いろいろあると思います。関係各省と

いうのはそういう意味だろうと思いますが、通産

省が窓口になってやる、通産省の予算でできるん

ですか。そういう点まではっきりしておかぬ

と、従来何かでも、金がないからあまり進み

ませんでしたなというふうなことで、進まない

のが多いんですよ。だから、老練心ながら非常に

ひねた言い方で悪いですが、そこまで詰めさして

と、いろいろな部門がございますので、そういったような多数部門の研究、こういったものを計画的に出していく、こういった研究にも出せるという二つの性格がございます。

それで科学技術庁の立場というのは、関係各省の一つ上といえますが、むしろいいますか、それで関係各省のおやりになりますような研究を推進していくということ、いま申し上げましたような総合的な研究を科学技術庁が旗を振って推進していく、こういったような任務がございますので、いま先生の御指摘の天然ガス自噴の、つまりいろいろな地域住民に対する被害あるいは農作物に対する被害、これはきわめて重要な問題であると私は思います。それでこの種のものは、やはり科学技術庁は非常に海洋開発とか、原子力開発とかという先行的な開発研究あるいは基礎的な研究、そういったものだけではございませんで、国民生活に直結したような問題、人命の安全の問題とか、それからいろいろな災害の問題とか、こういったものを重点的にいま取り上げておりますので、本件まだ、私いま初めて伺いましたもので、通産省あるいは農林省、環境庁あたりと十分相談いたしましてその特別研究促進調整費の使う点まで含めまして前向きに積極的に対処していきたい、かようにいま考えております。

○佐藤隆君 わかりました。ぜひひとつそういうことで進めていただきたいと思います。

なお、先ほど私ちょっと申しおりましたが、石油開発課長からの答弁がありましたが、石油開発、エネルギー資源開発という問題も兼ね合わせで申し上げましたが、それとあわせて防災保安体制という面からの検討も、というのを、ちょっと私言ひ落としておりましたので、当然それとむしろそっちのほうが大きい、ウエートがそっちのほうに大きいかかってくる。こういうことで、開発だけ先へ進んでもだめですから、開発も大事であります、エネルギー問題の、しかし防災保安体制というものを十分ひとつ考慮に入れて

やっていただきたいと思ひます。

そこで環境庁にお尋ねいたしておきますが、いま議論をしてきたような問題が現実にある。そして調査研究のための委員会を今月中に何としても発足させる、その裏打ちもまずまず心配は要らぬなど、こういうことでありますから、私は非常にいまの時点では満足いたしておりますが、国民大衆から見ますと、こういう問題は環境庁がばつと取り上げてくれるがごとく期待をするんです。あ環境問題だ、環境庁。こういうことで、たとえば農林省の食糧問題になると、それはもうずいぶん通産行政の中の貿易問題、これが食糧行政の中にいろんなウエートというものを占める場合があるんですが、通産省と言わないで農林省一点ばりです。こういうふうな受け取るがごとく、環境問題だ、全部もう環境庁というふうな考え方に国民は受け取るわけでありまして、いま通産省が窓口になって、これを進めてくれるということでありまして、直接の環境庁でいまして、作業すべきことは、あるいはないかもしれませんが、エスカレートしないうちに、やっぱりこういうことをよく含んでおいていただいて、大きな問題になってから、取りかかるというのではなくて、逐一ひとつ通産省とも連絡をとりながら、あるときは通産省から報告を受ける、あるときは意見を聞く。こういうことで環境庁が国民の期待から、実務上は、その所管すべきものは当面ないにしても、やっぱり環境庁が国民から寄せられておる期待というものに、こたえる姿勢というのは必要だと思ひます。これはほんとうは三木長官から聞けばいいんでしょうけれども、とりあえず、あなたの所管かどうかかわかりませんけれども、とにかく環境庁からだれか責任者出てきてくれと、こういうことでお願いをしておったわけでありまして、環境庁代表してひとつ意見を聞かしておいてください。

あるかどうかいろいろ問題があると思ひますけれども、お話のとおり、多数の住民の方々の不安の原因になっていることでございます。先生御指摘のとおり、現在ではそういうような事態に対応するような法律、制度というのはございせん。しかし、やはり一般的な環境問題の環としまして、環境庁も当然対処しなければならぬと私も考えております。第一義的には通産省その他からお答えございましたとおり、とりあえずは通産省が中心になりましたと御検討いただく、やはり原因を究明することが第一だと思ひます。私どもも通産省並びに関係省庁と連絡をとりまして、環境庁として、なすべきことはなすという態度でございまして、この点今後とも努力してまいりたいと、かように存じております。

○佐藤隆君 最後に農林省にもう一度お尋ねをいたしておきますが、さつき優良農地の確保という問題をお尋ねいたしました、いまこういうような現実には社会問題に発展しつつあるという問題、その中で、もう農民の耕作意欲というか、生産意欲というか、そういうものにとまどいが出ておる。これは現実そうでありまして、私行つてみまして、いろいろ農民とも直接会つて、そういうことを実感いたしました、話も聞きました。それからこのまま農地をどうしてくれるんだ、何かいことを考えてもらえないものだろうか、そういう要望もあつて、先ほどちょっと触れましたように、水田は落水をする、とすぐ枯死をする、メタンによつて、それから葉たばこ、チューリップの球根はこれは根腐れというか、やっぱり枯死する。それから桑畑も若干ありますが、四十ヘクタールぐらゐそういう状況である。それから山林もこれも枯死しております。突にもう原野が、情けなくなるぐらゐ、山林原野が妙な形になっておる。そういう状態で、農林行政として、やっぱり何かひとつ考えてやらなきゃいかぬじゃないかと私思ふんです。しかし、いまの調査研究会の中に、やっぱり農林省は農林省の立場で調査研究

をする意味において通産省とひとつ連絡をとつてもらいたいと同時に、たとえば水稲の場合は稲作共済、これはどうなるんであるかというところ、非常に農民は心配しているんです。ところが原因がはつきりしないから、なかなかずばりこれで救いますよとか何とかいうことにはなかなかない。しかし、何とかしてもらわなきゃ困るし、何とかなるんじゃないかという淡い期待をまた農民が持つておる。この辺にもう少し、原因究明は究明として、調査究明は調査究明として、現実には農作物がやられておる事態に対して、農林省はやっぱり何かを考えてもらわなきゃいかぬ、こういう気がするんです。じゃ、おまえ何をせよと言ふのかといわれると、私もちょっといま持ち合わせはないんですが、どうなんでしょう。

○説明員(堀川孝彦君) 農作物共済の関係が生まれたので、その点につきましてお答え申し上げますが、先生御承知のとおり、農業災害補償制度により共済金の支払いの行なわれる場合は、共済目的、この場合は水稲でございまして、水稲についても適切な適正な引き受けが行なわれて、その引き受けられなかった共済目的に沿ひまして、共済事故が発生し、それによつて損害がある。その損害の程度が支払いの対象になる程度に達すれば共済金が支払われるわけでございまして、この場合、問題になりますのは共済事故に該当するかどうかということであらうと思ひます。災害補償法の八十四条には、共済事故といたしまして水稲につきましては、「風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)」による災害、病虫害及び鳥獣害、かようなことになっておりました、したがしまして、本件の場合にこの共済事故に該当するかどうか、なおよく慎重に検討いたしますが、現在の段階で県あるいは農業共済組合連合会等々と急速連絡をとつてみたところによりますと、どうもこの事故には該当しないのではないかと一応共済事故

ての飼養形態ということからいたしまして、当然の発展形態であったのではないかと存じます。それから、あと中小家畜の豚、鶏でございますが、これらにつきましては、いろいろな実態は形態があらうかと存じております。都市周辺でもかなり行なわれておりますし、農山村におきましてもかなりの発展をみたというところでございまして、その酪農と肉牛との実は中間的な発展形態であったのではないかと存じております。

〔委員長退席、理事初村謙一郎君着席〕

最近の傾向でございますが、大家畜につきましては、これも先生よく御承知のとおり、土地をかなり広く要するという飼養形態でございます。畜産公害の問題、それから公害の問題、いわゆる畜産公害の問題という、この二つの問題が実は一つの課題という形で近年出てきてまいりまして、漸次都市近郊から農山村のほうへ向かいまして、地域的に後退を続けておるという傾向を示しておるわけでございます。それから、中小家畜につきましては、これは土地を要しない飼養形態でございますが、特に、都市近郊におきましては、公害問題、これは水質汚染あるいは悪臭の問題というように、これが非常に大きく響きまして、これは数年前から、私もでも、移転の際のめんどろをみようというところで、畜産団地という予算を計上いたしまして、移転をはかるというようにいたしておるんですが、そのような傾向が近年におきましては、特に著しく出ておるというところでございます。

いづれにいたしまして、畜産につきましては、今日あるいは将来にわたりまして、地域特化をこれからしていくというようなことはなからうかと存じます。

○工藤良平君 私は、先般の農業問題の総括的な質問の際にも申し上げたんですけれども、特にいまの消費者の需要傾向を眺めてみますと、一般的に畜産に対する食料の寄与率といえますか、そういう面をみますと、たとえば鶏卵、鶏肉、ブタそれから牛乳と、こういったものが、一般的な傾向

向として非常に需要が増大していると、まあこういうように、私はこの前、総合研究所のデータをもとにいたしまして議論をいたしてまいったわけですが、さらにこれからの傾向は、所得が増加をしてまいりますと、大家畜に対する需要というものが大幅に増加をしていく、こういうような傾向が出てくるわけでありまして、そこでいまままで進めてきた平場の畜産経営というものが、過密がますます拡大をしていく、あるいは地価が上昇していく、公害の問題が出てくるということから、どうしてもやはり奥地に入らざるを得ないという傾向というものが出てくるのではないかと。それともう一つは、やはり日本の畜産経営というものが、輸入飼料に大幅に依存をしなければならぬという傾向、そういうことから、やはりこれからの畜産経営に対する根本的な問題というものが、ここで考え直される必要に迫られているのではないかと、この点については、この点について

は、これは大臣がおると一番いいと思つたんですけれども、きょうは大臣向こうのほうに実は取られておりますので、この点については、構造改善局、さらに畜産局との、農林省省内における私は、調整の基本的な問題だろうと思つたので、この点については、これは政務次官になりますか、ひとつ基本的なところをお聞きをいたしたいと思つた。

○政府委員(鈴木省吾君) ただいまのお尋ねでございますけれども、中小家畜は御承知のような多頭飼育ができて、かなり資本を投下すれば土地等の制約をかなり排除してできますけれども、大家畜、特に酪農、乳牛、肉牛は、お話のようにこれから牛肉の需要が多くなると、その飼育については、土地に依存する面が非常に多いわけでございます。そういうようなことになりまして、平場でこれから需要を満たすだけの生産ができていくかどうかというところが問題でございます。さようなことを考えますと、未利用地でありますところの山林、あるいは原野等、大規模に利用されないうち残っておりますところを、今後利

用しまして、基地といたしましてやつくっていくことがまた重要な問題であらう、こういうふうに考えておる次第でございます。さようなことから、ただいま農林省としましては、御承知のような総合農地開発事業等も調査、あるいは実施の段階に移しているような次第でございます。

○工藤良平君 それではもう少しその点をお聞きをしたいと思つますが、さつきから私しばしば申し上げておりますように、日本のいわゆる畜産のたん白資源というものは、輸入飼料にほとんどその大部分をたよっているということなんですけれども、いまのような外国飼料の値上がり、それを踏まえて、一体これからの畜産はどうなるのか。もちろん国際的に見て、日本の飼料がきわめて高いというところは私も十分承知するのでありますけれども、そういう中で、それでは飼料の確保についてどういう手だてを講じたいのか、これは畜産農民の非常に重要な要求で、全国各地で、その問題に対する要請行動が起こっております。先回、この委員会におきまして、米の五十万トンの払い下げ等の問題については、特別立法までつくつてやつたわけでありまして、それでは焼酎に水のような状態でありまして、四十七年度の輸入の実績の数字等を背景にして一体これからどうするか、そこら辺をもう少し御説明いたしたい。

○説明員(下浦静平君) お答え申し上げます。畜産経営の安定的な発展をはかりましたためには、当然御指摘のとおり飼料の安定的供給ということが、一つの大きな課題であらうかと存じます。そのため、私もいたしまして、自給飼料の増大と申しますか、そういう観点からいたしまして、大家畜につきましては、できるだけ自給飼料の給与を多くしていくという姿勢が必要ではないかと存じておる次第でございます。最近におきましては、酪農におきまして、省力化の問題、あるいは肉牛につきましても、肥育の段階でフィードロット等の発達ということもございまして、そういう事情はあるのですけれども、かなり

私もから見まして、濃厚飼料を与える量が少し多いのではないかと、あるいは感覚を持っておるわけでございます。したがって、ただいま申し上げましたような観点から、先般閣議決定を見ました土地改良長期計画の中に、草地基盤の関係をかなり大幅に織り込んだつもりでございます。内容的には、草地造成四十万ヘクタール、それから既耕地への飼料作物の導入が百万ヘクタールという内容でございます。これを基軸といたしまして、できるだけ努力をしてまいりたいと存じております。

それから豚、鶏等の中小家畜でございますけれども、これは先生よく御承知のとおり、ほとんどが配合飼料に実は依存をしておるわけでございまして。この配合飼料の主原料は、六〇%弱程度がトウモロコシあるいはマイロという原料でございます。これは国内生産というところを考えると、これは非常に内外の生産性の格差でございます。か、あるいは労働力の問題でございます。特にトウモロコシ、コーリヤンにつきましては、表作を要するというようなことがございまして、非常にこれは国内生産をはかっているというところにつきましては、困難な問題が多々あるわけでございます。したがって、これらにつきましては、今後ともかなりの部分を海外に依存をせざるを得ないというぐあいに考えておりますが、そのためには、やはり輸入の安定的な確保をはかるというようないことが必要でございます。そういう点からいいますと、輸入先の多角化でございますとか、あるいはいわゆる開発輸入でございますとか、あるいはいかなる側面の話を今後かなり力を入れてやっていくかなくてはならないのではないかと、あるいはいかに考えております。なお、特に大麦でございますけれども、これは実はいま申し上げました草資源なりあるいは配合飼料なりの実態は中間にあるようなものではないかというぐあいに考えておりますが、これも先ほどトウモロコシなり、コーリヤンなりにつきまして申し上げまし

たような生産性の問題でございますか、その他の問題が同様でございます。そのためにかなり国内生産も減つてまいつたという様な事情にあるわけでございますが、昨今の国際需給等にかんがみまして、私どももいたしまして、これは四十九年産から何か総合的に考えたいというつもりでありまして、そのための検討をいたしておるという段階でございます。

○工藤良平君 いまお話のように、大家畜については、これから粗飼料に相当大きくウエイトをかけて開発をはからなければならぬということになるわけでありまして、極端に——この前私はある人と議論をしておりましたら、これは笑話じやありませんけれども、近ごろどうも牛があまり反すう作用を起こさなくなつた、だからもう二へんも三へんも返してかむ必要がなくなつたというぐらゐに、濃厚飼料でやつぱり牛までも飼うという状態になつてきておると。牛のこの体質そのものが変わつてきておるんだという話を冗談話にしておりましたけれども、確かにそういう傾向があると思ふんですね。とにかくやつぱりそういう濃厚飼料をやつて育てればいいんだという、牛そのものの何といひますか、性格が変わつてきています。これは変えようとしても変わらないわけですが、しかし、そういうような状態になつてきておるといふことを冗談に言つておりましたけれども、その問題は後ほどこれは畜産広域開発の問題と関連をしてもう少し話を話めたいと思ひますが、濃厚飼料を与えておる鶏や豚や、あるいは牛のうちの乳牛ですね。こういう面から私はいま非常に重要な問題が出ておると思ふんですが、これはやつぱりこの飼料に対する安全性の問題が非常に心配をされておるわけでありまして、私どもの地域でも牛の流産、あるいは早産、死産の月別の発生件数を見ますと非常に急激にふえておる。こういう点から飼料にもその原因の一端があるのではないかと、実は意見が出されておるようであります。

昨日ですか、獣医師会の皆さんが、この問題について農林省に申し入れをしたということも聞いておりますけれども、私も先般からこの資料をいろいろ集めておりますけれども、どうもやはりそれも一つの原因ではないだらうかという気がいたしますが、この点について農林省としては、どのように把握をしていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○説明員(下浦静平君) 昨年の夏ごろからことしの春ごろまでにかけて、九州の、主としてこれを南九州でございますが、それから中・四国等を中心としたしまして発生をいたしました牛の早流死産の問題につきまして御指摘でございますが、この発生原因につきましては環境、飼養、種つけ、それから導入状況等非常に幅広い調査を進めたわけでございます。それと同時に、病原学的検査も行なつてまいつたわけでございますが、その中におきまして、特に発生農家におきまして飼料の給与状況を見てみますと、たとえば鹿児島県におきましては、野草が主体で、濃厚飼料を給与しない農家、これが三十六戸ございますけれども、このうち十二戸に発生を見ておる。それから青刈り飼料、わら、野草だけを給与いたしておりました、濃厚飼料を給与していません農家二百二十戸の中で、四十六戸に発生を見ておるという現状でございます。

それから、関東地方におきましては、千葉県におきまして青刈り給与農家の五十二戸のうち、濃厚飼料を給与しない農家九戸に発生を見ておる。さらに青刈りとわらで、百二十三戸の中の二十一戸に発生を見ておる。それから野草主体の三十六戸の中の十二戸に発生を見ておるというような次第でございます。ほかの疫学的な調査結果とを考慮を合せて、飼料に關係があるという点とは実は考えられないというやうな結果でございます。

したがいまして、この牛の流早死産につきましては、母親である牛に、臨床症状が認められないという点もございまして、さらに胎児及び異常子牛の病理所見から見ましても、ウイルス性の疾患に見られます病変が認められるということなどからいたしまして、ウイルスの疑いが最も強いというやうな結論でございます。したがいまして、目下その追及を進めておるというやうな段階でございます。

○工藤良平君 まあこの問題については、過去一年ぐらゐの統計の中で、そういうものが顕著にあらわれておるということなのでありますけれども、さらにいろいろと調査をしてみますと、ここ数年の間に奇形やあるいは早死産というやうな、この牛の異常事故というものが年々増大をしております。まあかつて三〇程度であったものが、だんだん増加をしていって、全体的には五〇程度まで伸びておるというやうな、いわゆる出生件数の中のそういうやうな数字が、ある部分から出ておるやうでありますけれども、これがこの全体的な傾向であるとするならば、それは、局地的な、あるいは、たとえばビールスといったやうなことで済まされるのかどうか。私はやつぱり多分にこの飼料の關係があるのではないかと気がするわけでありまして、その点について私にはもう少し全体的な面からのやはり解明というものが必要ではないかと思ひますので、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) 先ほど審議官のほうから御答弁申し上げましたように、今回の早流死産等につきましては、環境なり、あるいは飼育なり、あるいは導入なり、あるいは人工授精等各種の状況について詳細な検討をいたしたつもりでございます。で、その結果、やはりその疫学的な判断に立ちまして、現在、家畜衛生試験場におきまして最終の結論を急いでおりますが、先生御指摘のやうに、最近におきまして家畜の疾病等については、各方面から——一時的な断定ではなくて、各方面から、飼料を含めまして諸般の検討を進めるといふことは当然かと思ひますので、この点についてはなお一そう慎重な態度で問題の解明を、各般の、牛のみならず豚その他各般の問題に

ついて解明を進めていきたいというふうに考えております。

○工藤良平君 まあ私はこの問題を提起することによつて、魚のように、畜産物に対する不安というものが出てくるということを一番おそれますから、やはりそれが起こる以前に、その安全性をきちんとやはり農林省でも確保するということが非常に大切だと思つて、実は発言をいたしているわけなんですけれども。

これは先般一部この飼料によりまして牛が下痢を起こしたり、そういう事態も発生をしたことがあるので、そこでいろいろ調査をいたしました。これは福岡の協同飼料の私は調査をしてみたわけでありまして、この中には、成分等表示表ということで、成分の表示ですね、あるいは製造月日というものが入つております。たとえば、飼料の用途は乳牛用、正味重量が何キログラム、そして成分量並びに混入物及びその混入割合ということで、たとえば粗たん白質が一三・〇％、粗脂肪が二・〇％、粗繊維が一・〇％、粗灰分が一・〇％、炭酸カルシウム混入が三・〇％ということ、その成分比は明確に記されておるのでありますけれども、残念ながら、一体、この飼料というものは何を、どういう原料を配合してつくつてこのやうな成分になつたかということが、調査をいたしてみましたがわからぬのでありますけれども、この点、私はどうも非常に問題があるのではないかと。したがつて、これは、コウリヤンなり、トウモロコシなり、あるいは魚粉というものがどういふ割合で配合されているんだという表示がやはりあつていいのではないかと気がするんですが、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、先生御指摘のとおり、わが国におきまして現在の制度におきましては、飼料の品質改善に関する法律等に基づき表示につきましては、粗たん白だとか粗繊維、粗脂肪というやうな成分と、あるいは場合によりましては、尿素とか炭酸カルシウム、あるいはその他の添加物の際には、これを表

示するという事に相なっておりますが、先生御指摘のとおり、原料表示ではなくて成分表示という事になっております。これにつきましては、実は飼料の表示問題については諸外国におきましてもいろいろなケースをとっておる例がございます。わが国におきましては、実は成分表示をとった経緯をつぶさにたずねてまいりますと、配合飼料が大部分である、しかも、その配合飼料につきましては、同じたん白の分を配合飼料として確保する場合においても、魚粉とか、大豆とか、その他というように、最もそのときどきの有利・安価なものを配合原料とするのが農業団体系あるいは商系統のメーカーの実態でございました。

したがって、やはり成分表示のほうが実際に合うのではないかとというようなことで、従来まいったわけでございますが、やはり飼料の原料に対する安全性の問題なり、あるいは個々の農家が配合飼料とみずからの自給飼料との混合とか、そういうことを考えます場合には、原料表示に進むべきであるという意見も有力でございますので、われわれといたしましては、この点については現在積極的な検討を進めておるといのが偽らざる実情でございます。

○工藤良平君 まあ後ほどの主題に時間がかかると思いますが、この点でこの飼料の問題については農林省に善処を要望して前に進みたいと思っておりますが、ただ、いま私が申し上げましたように、いまの配合飼料の中には、たとえばヘドロたん白とか、あるいは石油たん白とか、あるいは他の強化剤としての抗生物質、こういうものもかなり含まれておるのではないかと、この点についてはおるのでありますけれども、この点については、先ほど申し上げましたように、安全性というものに徹底的にこれは究明されなければならぬと思っております。そういう意味から申し上げても、やはり私は、成分等表示表だけではなくて、原料配分表をきちんと明示をさせるような義務づけをする、そして安全性を絶対に確保する、そのことが私はこの畜産振興の基本であり、畜産の安定をさせる道ではないか、このように思います。

○政府委員(大河原太一郎君) ただいま申し上げましたとおり、従来の経緯でございますが、消費者の畜産物に対する安心感はもちろんでございますが、畜産の立場からいたしまして、畜産物の安全性ということについて、その保証というものが得られることが畜産自体の発展にもつながることでございますので、御指摘の点につきましては、積極的な検討を進めていきたいと、このように考えております。

○工藤良平君 ところで、これからの畜産の基本的な方向につきましてはさつき参事官からお聞きをいたしました。畜産開発と言いますか、畜産振興のための指標と言いますか、これは抽象的ではなくて具体的な指標として、これから農林省はどう進めていかれるようとするのか、その点もお伺いしたいと思っております。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、非常に大きな問題でございますので、なお、先生の御質問によつて補足させていただきます。なお、先生のおっしゃる通りでございますが、われわれといたしましては、先生もしばしば他の問題で御指摘をございまして、昨年度の農産物需給長期見通しと生産目標という点、これは試案で、最終的には政府部内で農政審議会等の審議を経て定めるべき問題と考へますが、そこにおける畜産の国民所得の増大に伴います消費の拡大に対して、国内生産を主体といたしまして、これに対応していくという態度で、それぞれの畜産別・畜種別等の目標を設定いたしました努力をしていくというのが政策の基本的な考えでございます。

○工藤良平君 それでは、もう少し具体的に話を進めてみたいと思つておりますが、まず畜産の団地形成の問題、この点については……。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。畜産の団地形成につきましては、粗飼料の供給、大家畜に対する粗飼料の給与率を高めるという問題が一方にあるわけでございます。これにつきましては、先生に申し上げるのはよいと思いますが、従来も酪農なり肉牛等につきましても、特に酪農等を中心として各種の農用地造成事業なり草地開発事業というを行なつておるわけでございます。先般の土地改良長期計画におきましても、この十年間に四十万ヘクタールの草地の造成をいたすというふうな姿勢で進めておるわけでございますが、その場合におきましても、広域の草地開発なり、あるいは四十八年度からわれわれの畜産局といたしましては、畜産地の形成の拠点となるところにつきまして畜産地形成事業というものを取り上げるというふうな方向で、自給飼料の供給の確保のための施策を公共事業の側面から強化してまいりたいというように考えております。また、一般の公共事業以外のところにおきましては、先生御案内のとおり、肉牛につきましても農業団地対策の一環といたしまして、肉用牛生産団地、あるいは乳牛につきましては特に市乳化地帯における逆条件を克服して、その供給を確保するという意味の市乳地域における酪農の団地、あるいは養豚におきましても、繁殖系部門のボトルネックを取り除くというふうな考えから、四十八年度から養豚団地の仕事も手がけておるわけでございます。そういう意味で、この事業といたしましては、公共事業、非公共事業合わせまして、団地的な地点を強化してこれに対応していきたいというように考えておるわけでございます。

【理事初村龍一郎君退席、委員長着席】

○工藤良平君 私もこれからの畜産開発の主要な指標といたしましては、大きく団地の形成をはかるということが非常に大切だ、もちろんそれは共販体制あるいは価格交渉力の増大とか、あるいは資材の大量共同購入によつて低価格の有利性というものを有効に発揮できるとか、あるいはまたいま問題になっておりますふん尿処理の共同解決の問題とか、そういった幾つかの問題が非常に重要請をされておりますから、そういうような方向を私も全面的に支持したいと思つております。

ただ、そこで問題になりますのは、今日までいろいろと団地形成もやつておりましたが、私も各地をよく見て歩くわけでありまして、私もその場合に、やはり基本的な考えなければいけません。これは——これからのやはり生産団地形成の中で個別経営というものを有効に生かしながら、その中で集团的団地形成のさらに有利性というものをやはり加味していくということが正しいのか、そこら辺がやはり具体的なよい実施の段階になりますと、私は基本的な問題だとよく考えるわけですから、もちろんそれは農家の自主的なやりやろうという意欲というものがなければ、何をやるのももちろんだめでありまして、しかし、より効率的な生産というものを考えていく、もちろん団地形成そのものについては民主的な運営等の問題もあらうと思つてはいても、一体基本的などう考えたらいいのか、いろいろなケースというものはあらうと思つてはいても、具体的に一気に共同化ということもなかなかむずかしいようですし、やっぱり中心になるのは個別経営というものを中心にしながら、その回りにどのようにして全体をつんでいくのかという体制が必要となる気がいたしますけれども、その点についてはどうでしょう。

○政府委員(大河原太一郎君) 御指摘の点はまさに問題でございます。われわれが今日進めております畜産関係の各種別々の団地形成事業におきましても、この辺の調和をどうするかという点について、具体的に問題を組み立てる場合に種々検討しておるところでございますが、たとえば一例を肉牛団地に引きましますと、これは御案内のとおり、肉専用牛については資源の枯渇というふうな問題で非常に問題になっておりますが、特に繁殖

段階の経営の収益性なり零細性が非常に問題である。一方、肥育段階におきましては、最近におきまます牛肉価格等の比較的恵まれた水準から非常に旺盛だと、そういう場合に、肉用牛団地におきましては、繁殖多頭経営は個別経営で進めていく、そこで生産されましたおす子牛等については、共同事業の肥育を行ないまして、肥育の利益を個々の農家に還元するというような考え方で、個別経営と共同事業との調和をはかっていくというように考えられておるわけでございまして、私どもとしてはそれぞれの畜種の実情に応じまして、先生御指摘の問題点の調整をはかりながら、団地事業を進めていきたいというふうに考えておるわけでございします。

○工藤良平君 これは後ほど議論をしたいと思ひますけれども、たとえば入会権等の問題からいまして、非常に複雑な問題が出てまいりますから、そういう意味から私はやっぱり大規模畜産中心主義というよりも、むしろ、全体に——これは全部というところではありまじけれども、かなりの部分をやはり抱え込むという方式をとつていかなければ、入会等の問題の調整が非常にむづかしいということから、私はそういうことを申し上げておるわけでありますけれども、そういうことで、できるだけやっぱり大規模畜産中心——たとえば鶏であるとか、あるいは豚の飼育について、かなりの飼料業者あたりが入ってきて、大規模畜産経営というものが、かなり進んでおるようでありまじけれども、そうではなくて、やっぱりさつきから申し上げますように、全体的にやっぱり農家がブラスアルファとして畜産に食いつける、こういうものがやはりこの基本に据えられていく。こういうことが必要ではないだろうかと思ひうんですが、そういう考え方でよろしいかどうかですね。

○政府委員(大河原太一郎君) この点につきましては、この畜産の基地と申しますか、大規模な地域における畜産的な開発の場合について種々検討をさるべき問題かと思ひわけでございます。先生

御指摘のように、非常に入り会ひ等の、開発予定地域が入り会ひ隣地であつて、関係者が多い。したがって、地元の関係農民を取り込んで開発事業をするという場合には、種々問題が出るわけでございます。したがって、その場合におきましては、その地域を肉牛主体なりあるいは酪農主体なりというように開発する場合におきましても、畜種を複合して、養豚なり養鶏という畜種を複合したまじまして、関係農民を取り込んでいくというように一つの考えかと思ひわけでございます。これについては、一義的なことは申し上げることはちよつとできかねるわけでございますが、今日問題になっております各広域の開発地域におきまして、実情に即して、先生の御指摘の点についての具体的な結論を出していくべきであるというふうに考えております。

○工藤良平君 先ほどからいろいろ議論をしてまいりましたように、日本の畜産というものが、加工農業的な要素を非常に持つてゐる。そのやっばり弊害というものが、今日のような国際的な食糧危機というものが出てまいりますと、その影響をものに受けるというようなことでありますので、これに對しましては、たとえば飼料の生産等につきましても、全力をあげて、先ほどからお話がありましたけれども、いろいろこの助成の対策が必要だと思ひますが、それと同時に、やはりさつきからお話がありましたように、良質のいわゆる粗飼料をどうして確保するかということが非常に重要な課題になつてくるだらうと思ひます。

そこで、現在農林省が考へてゐる大規模畜産開発の構想というものと、それから畜産局が進めてゐる、いま進めてゐる団地形成の関連ですね。この点について、これからやはりまだまだ日本は土地が狭いとはいひまじても、かなりの部分の草資源というものがあつてありますから、これをどのように生かしてやろうかということが私は、今度の大規模畜産開発の構想だと思ひますけれども、その関連で、これは構造改善局が主体ですか、小沼さんのほうからひとつその関係について

若干御説明いただきたいと思ひうんです。

○政府委員(小沼勇君) 広域農業開発につきましては、御承知のとおり、四十四年に閣議決定されました新全総の計画によりまして、大規模の開発プロジェクトの構想ができましたんですが、それに基づきまして、全国で四地域を選定して、現在調査をし、一部はすでに着手してゐるという状況でございます。地域といたしましては、御承知と思いますが、根室中部、それから北上北岩手地区、それから阿武隈八溝地区、それから阿蘇久住飯田地区ということ、全国四地域でございます。北海道の根室地域につきましては、すでに四十四年から調査を開始いたしました、四十七年度に全体の計画の構想がまとまりましたので、四十八年度からその一部につき事業を開始してございます。着工の段階に入つてゐるわけでございます。それから内地の三地域につきましては、それぞれ各地域とも四十四年から調査を開始したわけでございますが、四十八年度には、具体的に用地をどう調査するかとか、あるいは土地利用計画、草地造成計画、営農計画についてさらに詰めるを行なつてゐる段階でございます。四十九年度にはできるだけ着工に入りたいという考え方で、現在調査、検討を進めてゐるという段階でございます。残されたこの内地の三地域につきましても、地域によつては、この先発的な工区をすでに発足させてゐるところもございまして、それぞれの地域によつてかなり営農の形態と申しますか、酪農の場合、肉牛の場合、それぞれ違います。それも単にそれを大きくまとめるということだけではなしに、そういうものを全体として、どういふふうな地域として組織化していくかということが非常に大事だといふふうな思ひますので、そういう体系だつた地域の農業、畜産の展開のしかたを計画として描き、それを着実に事業として進めていくという考え方で、それぞれの地域に合ったやり方を現在くふうをしてゐるわけでございます。残された、北海道はもう手がついておりますが、それ以外につきましても、できるだけ四十九年度から、この事業に入りたいといふことで取り組んでゐる次第でございます。

○工藤良平君 これは四十四年から決定をみて、それぞれ着手をされておるようでありまじますが、やはり先ほどから私指摘をしてまいりましたように、日本のたん白資源の問題は非常に重要な問題でありますから、このような大規模な事業をやるにいたしますと、やはりその時期なりタイミングが非常に大切だと思ひうんですが、そういう意味からいまして、本年度のようなこの時期に、大々的に国が積極的に手をつけていくということが大切ではないかと思ひうんです。まあそういう意味で、ぜひひとつ本年度から内地の三地域につきましても、積極的にこれをやる必要があると思ひます。そこで、調査の段階での問題点は一切何なのか、これはまあ畜産局なり構造改善局でそれぞれ、なされておると私は思ひますが、現行のいろいろな制度の中で、これは十分にやれるのか。それが問題であるとするならば、それを解決していく方法というものをやはり早急に出さなければならぬ。私も、そのためには全力をあげたい、こう思つてゐるんですが、その点についてはどうでしょう。

○政府委員(小沼勇君) 全体に共通する問題を申し上げたいと思ひうんですが、地域によつて態様はかなり違ふんでございまして、全体に共通しております問題は、やはり土地の確保の問題でございます。北海道は、すでに四十五年に六千ヘクタールを農地保有合理化法人——北海道の道の公社でございまして、それが手当てをいたしまして、それが中心になつていま進んでゐる。それで、今年国営事業でやれる部分について発足をしたいということでございます。岩手県につきましても、やはり土地をどういふふうな確保するか。これは借りてもいいし、買つてもいいわけでございますが、いづれにしても、その土地の確保が先決でございます。その問題について現在、県がその土地の確保について努力をしてゐる。すでに三百ヘク

タールほどは県の合理化法人で手当てをしたというふう聞いておりますけれども、今後さらにそういうことで土地の確保をしていくということがまず必要であるというふうな考えでおります。

それから、その阿武隈・八溝につきましても同じような問題がございますが、阿蘇・久住飯田地域では特に入り会い地が非常に多いために、その土地を、どういうふうな提供してもらおうかと、使おうにできるかということ、単純に合理化法人が買うというわけにもまいらないものもあります。その辺は、買えるものは買っていくと思ひますし、また、買えないところは共同で利用できるように提供してもらおうというふうなやり方もあるかも知れません。その辺は、いわゆる酪農中心でございまして、肉牛の、先ほど答弁ございました、繁殖の段階から肥育までというところでございまして、それを一貫して全体として展開するためには、どういう土地の使い方というか、が必要かということになるわけでございまして、そういう問題を今年詰めていただきまして、全部について、同時にということにまいりませんから、それはできる地域から順次手をつけていくというふうな考え方でいったほうがいいんじゃないかというふうな考えでおります。

もう一点、その土地問題以外では、北海道はわに酪農の形態で割り切っておりますし、五十ヘクタール・五十頭というのが一つの基準になっております。ただ、ほかの地域では、いろいろ肉牛が入っておりますので、必ずしもその営農の形態がはつきりしておりません。それを大きく集積した全体の、たとえば管理センターを中心とした地域の全体の体系がどうなるかという点についても、さらに肉牛については相当詰める必要であるというふうに、私のほうの専門分野でございせんけれども、この大規模の開発にタッチしております。そういう点が問題として指摘されているわけでございます。そういう点を早急に詰めて、できるだけ早く着工したい、かように考えておる次第でございします。

○工藤良平君 私はこの前、ミカンのパイロットの問題でいろいろと質問をしたときにも申し上げたのですが、畜産の大規模開発をやる場合に、一体どういふ全体的なかえ込み方をするのかというところですね。たとえば国営の場合には五百町歩とかあるいは三百町歩とか、こう一つのワケをおろしてまいります。そうすると、それは団地的に考えればいいのか、局地的に三百町歩なければいけないというように考えていくのか。全体を大きく網をかぶせて、部分的な小さなものもあるけれども、それが一つの、たとえば林がある、あるいは野草があり、改良牧草がある、こういうようなものが組み合わさって一つの大きな畜産開発の規模となるのか。そこら辺が、たとえば国営あるいは県営、団体営と、こういうようなところで、それぞれ補助の率なり、やり方が違つてまいります。と、これまで問題が起つてまいりますが、そういう面は、やはり部分的には、たとえば三百町歩と規定しても、それが二百町歩であったり、あるいは五百町歩のものが三つも集まつていく、そういう形で全体を包んで形成していくのか。

あまりこう機械的に考えますと、国東半島にありまけんけれども、五百町歩、五百町歩というところ、かなり無理なところまで、植えられないようなところまで含めてしまつてやるということでは私は問題があると思ひます。それで、そういう弊害をなくしながら、全体をかかえ込めるような体制で、いま言ったむずかしい、たとえば土地の権利調整の問題等も、一つの解決のめどというものも出てくるのではないかと気がするんですけれども、その点についてはどうでしょう。

○政府委員(小沼勇君) 現地で拝見しますと、確かにそういう問題がございます。単純に五百ヘクタール国営事業というふうな、あるいは団体営の規模とか、あるいは県営の規模というふうな、段階を分けて整理ができるものではない部分がかなりあると思ひます。いまの制度にきつちりあてはめて整理をして進めていくというやり方よりも、

もうひとついろいろいるるんじやないかと、あるいはもう全体を含めて、そういう小規模のところも入れて、全体として組織だった開発のしかたにしていくという考え方もあらうかと思うのです。その点については、ただいま御指摘のような点を含めまして検討してまいりたい、四十九年に間に合うように進めてまいりたいと思つております。

○工藤良平君 その土地利用の問題については、ぜひ、私も、これは地元といたしまして、全力をあげて、そういう権利調整の問題については取り組んでいかなければならぬと思ひますし、またやはり農家の皆さんに意欲を起させるといふことをやらなければいけないんじゃないかというふうな考えでおるんですが、ただ問題になりましてのは、これは「官庁速報」という私資料をいたしたんですけれども、これにかなり問題点が出されておりますが、現行の制度の中でまいりますと、いま構造改善局の部面と、それから畜産局の部面と、そういうものが並行的に出ていく。で、少なくとも、やはりこの四地域に指定をされました大畜産開発事業は二万ヘクタールから四万ヘクタールという、たいへん広大な規模でありますし、そういう意味から、やはり特別に何らかの制度、さらに、これに取り組む農林省内部における機構的な問題について、別に改善をする必要はないのかですね、その点についてももう少し伺ひをしたいと思ひます。

○政府委員(小沼勇君) いま採択の地区の問題から御指摘がございましたが、もう一つの問題、やはりこの地区の広がりという面だけではなしに、やはりこの事業の性格といふ面ですか、そういう点では、たとえば国営の農用地開発事業ですと、基礎整備そのものでございしますけれども、施設関係が入らないということにもなりますし、そういう点は、やはり全体としてその管理センターまで含めて考えますならば、こういうものを一貫して、一元的にやれるということが事業の進め方としてはいいのではないかとというふうな御意見もございします。

地域全体見渡しまして、これ全国四地域でかなりその様相が違つてございしますけれども、事業主体をどういうふうにしていくか、事業の実施ですね。その点については、ひとつ今年度中に方向をはつきり出したいと思つております。はたして現行の制度の形でやれるのか、あるいはもつと新しい形として、そういうたとえ新しい開発の機構をつくるというふうなこともありますので、そういうことを全部含めまして、ひとつ検討を進めてまいりたいと思つております。

○工藤良平君 さらにもう一つの問題は、非常に広域的な地域にわたりますね。たとえば久住飯田の状態を見ますと、これは阿蘇・久住飯田ということ、二県にまたがるわけですが、その場合に、もちろん熊本県と大分県の場合比較をいたしまして、それぞれ農林の形態というものが変わりますから、画一的にはいかないということ私は十分にわかつてます。もちろんしかもこの開発というものが畜産を中心とした開発でありますから、それがあまり大幅に変更になるということも問題でありましょう。しかし、全体的に広域的にわたるわけでありまして、その中で、この畜産と米、あるいは畜産と野菜、畜産と果樹とか、畜産と養蚕とか、あるいは畜産と林業とどういう組み合わせをやるかという、その形態というものは、いろいろケース・バイ・ケースで変わつてくるんではないかと思ふんです。で、その場合に、画一的にやはり畜産開発なんだから、それだけに限定するということではなくて、やはり広い意味のかかえ込みというものは、あまりこれは幅を広げてしまふと特徴がなくなりますから、これは問題があらうと思ひます。けれども、やはりそういうものは農業開発としていわゆる自立農家をつくり、農業というものを産業として、何とかして残そうという基本的な立場に立つならば、やはり若干の幅といたものは広げて検討されるべきではないだらうかという気がするのでありますが、その点については、いま局長おっしゃったように、特殊な条件として、機構の問題についてもあ

わけて考えていきたい。で、そういうやはりスタッフをそろえてやるということですね。そういうことは、この前、私、ミカンのパイロットでも申し上げたんですけれども、一生懸命土地のほうに進むけれども、ミカンの専門家がいないんじゃないかということも言ってきたんですが、やっぱりそれは畜産の専門家も入る、基礎の整備については、農業土木の専門家が入るといふ総合的な中で、この全体が進んでいくような気がいたします。その点についてひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小沼勇君) 北海道の酪農のような場合ですと、わりときれいにできるのでございますけれども、肉牛経営の場合、現地を拝見いたしますと、あの繁殖の段階はいろいろな形があるようにございまして、養蚕等と結びついてやっているとありますし、稲作と結びついてやっているとありますし、また、シタケ栽培と結びついてやっているとあります。いろいろな他の作物との結びつきを考えたならば、繁殖段階についてふりまわす必要がございまして、そういう意味では畜産の開発を軸にしながら、その地域の農業の形を総合的にくふうする必要があるんじゃないかというふうに私は思ふのでございます。

○工藤良平君 いま、いろいろと御意見をいただいたわけですが、そのような大きな構想を描きながら、新しい農業の一つのモデルというものが私は、ここででき上がっていくような気がいたします。そういう展望をもって取り組んでいきたいと思ふのですが、やはり問題は、とは言ってみても、そこに取り組む農家の皆さんの、一体経営が成り立つかどうかということが、非常に何といひましても、意欲をかき立てる場合も必要になってくるわけでありまして、その場合に、これは畜産局長にお伺いいたしますけれども、これは非常にむずかしいと思ひます。專業の場合と、いわゆる九州のような、いろいろな農業が組み合わされた形の場合と違ってくると思ひますけれども

も、やはり一つの目標というものは立てなければいけないと思ふのです。実際に專業としてやる場合と、あるいはプラスアルファとして組み合わせていく場合に、一つの目標というものは一体どういうものだろうか。こういうような規模であれば、大体資金的な面につきましても、かなりの投資をいたしたとしても、経営が成り立つ、そのための、きちんとした保障というものはできる。こういうことになってくると、やはり意欲的に取り組んでいくという農家の皆さんもあるわけでありまから、私はそれは必要だと思ふのですが、その点について畜産局の考え方を伺いたしたいと思ふのです。

○政府委員(大河原太一郎君) 具体的な地域の例が出ております阿蘇・久住飯田等につきまして、最終的なその上に何といひますか、乗っかる経営のそれぞれの類型別の所得目標を設定いたしまして、それに対する施策というところに相なるかと思ふわけでございます。一般的に申し上げますと、酪農については、ほぼ專業的な、飼料の確保と結びついた專業的な経営ができるかと思ふわけでございますが、肉牛等につきましては、これは先ほどもお話が出ました生産目標の設定等にもございまして、複合経営的な形態をとらざるを得ないだらうという場合、そこでたゞいまお話が出ましたような水田なりあるいは養蚕なり、あるいは何と申しますか、シタケ栽培、阿蘇・久住飯田でございまして、そういうようなもの、複合経営としてやはり一定の想定、所得目標を達成するに想定をして、これの實現の問題というふうにかえていきたい。話が抽象的で恐縮でございますが、そういう観点から、それぞれ最終、やはり上に乗っかる経営の目標、所得の達成ということによって、開発事業の意味を持つわけでございますので、検討すべき問題であるというふうに考えております。

○工藤良平君 そこで問題になりますのが、やはり資金の手当てだと思ひます。もちろん全額国に負担をしろと、こう言ってみても、これはなかなか

かむずかしい問題であります。しかし特に畜産というものが、非常に広範な土地を必要とする。現在のように地価が非常に上昇してまいりますと、どうしても、そういう意味からの畜産の影響というものも大きいと思ひます。昨日の夕刊でしたか、農林省が出しておりましたけれども、現在の輸入飼料というものを全部計算をしてみると、やはり日本における畜産の飼料というものは、七百七万ヘクタールぐらゐが、この面積に換算をすれば、該当するのだということも言っております。土地を要するということ、私ども、これは農業に取組む者の常識だと思ふんですが、そういう意味から、やはりかなりの資金を必要とする。牧草ができたとしても、それに対する施設なり、あるいは元畜の導入に対する資金も必要になってまいりますから、その手だてを一体どうするかというところでございまして、だから現行ある制度の中でやはり最高のものを適用してあげる。あるいはもっと言うならば、このような重大なたんばく資源が危機に瀕しておるときでありますから、ぜひひとつ特別の立法をはかることによって対策を講ずるということも必要ではないか、このように思ふんです。

この前、私はマル寒と、それから南九州の特別融資の制度で議論いたしました。あのときに実は、久住飯田のような、あるいは阿武隈、北上といったところの地域というのは、必ずしも農用地としては、りっぱな条件のものではないわけでありまして、したがって、今日まで放置されてきたわけでありまして。しかし、もっとも私たちが手を入れることによって、その資源が十分開発利用できるということから、こういうような計画が進んでいるわけでありまして、やはりそういう措置というものが必要ではないのだろうか。このように思ひますので、そういう資金的な手だてについて、できるだけやっぱり有利な条件を与えてあげるということが必要じゃないかと思ひますので、その点に対する御見解を承りたいと思ふんです。

○政府委員(小沼勇君) 広域農業開発に関連する部分で申し上げますが、地元からの陳情でも、肉用牛に対する融資の条件緩和等につきまして陳情が出ておりますが、広域農業開発自体についても、負担の問題等、できるだけ国の負担を多くしてほしいというふうな陳情が出てきております。こういう大きな事業を遂行させるわけでございますから、いろいろと地元の方々の御意見も聞きまして、市町村の方々、県とも相談をして、制度的に仕組むべきものは仕組んでいくということについて現在検討を進めております。国営事業、県営事業と分割すれば、それぞれの補助率はあるわけでございますけれども、総合して展開しようという場合には、また変わってまいりますし、全体としてどういふふうな負担方式でいくかということを中心として、現在も検討を進めていくわけでございます。来年度までに、それについてはやはり結論を得て発足しなければならぬわけでございます。北海道につきましては、現在さしたあたり国営事業でスタートしておりますので、その負担割合を適用しておりますが、今後全体として、その展開のしかたがまとまれば、それによるということになるわけでございます。あわせて融資等につきましても、これはこの開発事業はかなりの時間がかかると思ひますが、できたところから入っていくことになると思ひますし、その場合に、当然導入資金等につきましても、近代化資金等につきましても、現地の実情に合わせた、くふうが必要であらうかというふうに考えております。

○工藤良平君 これは、大臣がいますと、一番いいと思つていたんですけれども、残念ながら、大臣がこれせんので、この点は後ほど総括的に政務次官から御意見をいただきたいと思つております。

そこでこれは畜産局長にお伺いをいたしますが、いままでの家畜の飼養の方法、形式といひますか、私どもよくその点で矛盾につき当たること

があるわけですが、たとえば私どもの地域では昔からよくいわれております、いわゆる畜産共進会に出すいい牛をつくるという風習がありますが、そうではなくて、やはりいまの肉の需要というものは、いい牛を少数つくるのではなくて、やはり需要からいいますと、かなり大きな規模での畜産開発というものが要請をされるわけですし、それに対応した技術、飼育のしかたというものが普及されていかなければならないのではないかと思います。昨年、私は、農水の委員会の調査で、岩手、青森のほうを回りましたけれども、そういう意味では、あの東北の寒冷地帯でかなり思い切った畜産の飼育の方法というものが開発をされ、かなり成功をおさめているのではないかと、私は現実を見てまいりましたけれども、団地形成をするにしても、何にするにいたしても、やはり成功をしている地域というものは、そこにやはり昔からの伝統的な牛に対する飼育方法なり、あるいは科学的にいま考えてみると、その飼養の方法というものは、その地域に即したものがあつた。それが基本になりながら、団地の形成を成功させているという現実を私はよく見るのでありますけれども、そういうことからいいたしまして、やはりこれから畜産開発のこういつた大きな事業を進めると同時に、牛の飼育方そのものに對する頭の切りかえ、そういうものが私は非常に大切になってくるのではないかと思います。

この前も私は農業の基本的な問題で、農林省の受け持つ分野というものは何かという議論をいたしましたけれども、やはり試験研究と普及という、そういう面については、かなりやっぱり大きなウエイトがかけられていかなければならないと思いますし、果段階でもかなりそういう面については、積極的な面でも進められておりますけれども、やっぱり農林省としても、より私は、強化をしていく部門ではないだろうか、このように思いますので、その点についての局長の御見解をいただきたいと思います。

○政府委員(大河原太一郎君) 基本的方向はただいま先生がおっしゃったとおりでございます。大家畜の飼養等、特に肉牛等の飼養の一例をとりましても、零細一、二頭型の飼養の飼養方法から、多頭飼育という方向に向かう場合におきまして、飼養管理方法については大きな変化と申しますか、やはり一つの新しい方向があるべきものと思つております。これについてはやや理屈になりましても、家畜改良自体の問題も一、二頭飼育の場合の個体を優先したとあれど、群としての多頭飼育の場合における平均的な資質を確保できる家畜の個体としては、非常に違ってくるわけでございます。基本的には家畜改良の目標自体から、そういうような畜産の新しい進展に対応したような方向に向かうべきものというふうに思つてございまして、直接現実の飼育管理方法につきましては、たとえば肉用でございまして夏山冬里というような、野草地を利用した粗放的な経営と結びつけた省力的な飼育管理というようなものを導入していくというようなことでございまして、それぞれの段階に応じまして、畜産の新しい展開に応じた指導をなすべきものと考えております。

○工藤良平君 あとたくさんありますけれども、もう時間もかなり経過をいたしておりますから、またこまめな点については、それぞれ別、別の機会に議論をしたいと思います。私が、ぜひひとつ政務次官にお願いをしておきますけれども、先ほどから私が再三申し上げておりますように、いまやはり積極的に取り組む時期だ、この時期を逃がして私は畜産の開発もあり得ない。日本の食糧を確保するためにも、ぜひひとつ積極的な農業の面として、前面にこれを押し出したい。だきたいという気がいたします。そのために、特別の法制化なり、あるいはいろいろな助成的な措置につきましても、やはりいま新たな角度からこの問題を議論していく必要があるのではないかと。このように思ひますし、そのような体制確立のための農林省自体の機構等につきましても整備

をしていただけて全力をあげていただく。こういうことが必要じゃないかと思ひますから、この点については別に私は農林大臣にまた申し上げますけれども、政務次官のほうから、きょうの議論の経過を踏まえながら、積極的に来年度予算の要求段階で全力をあげてひとつ当たっていただきたい、こういうことを申し上げ、政務次官の決意も披露をしていただきまして、私質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木省吾君) 先ほど来貴重な御意見を、問題点の御指摘等ございましてまことに敬服をいたしました。でございますが、御承知のように、今日、日本の畜産というのは、中小家畜あるいは大家畜に至るまで主として輸入飼料に頼つておつたような次第でございまして、それがまた今日のような状態になっております。しかもまた、畜産物の需要が急速に伸びておるのでありますから、これを国内でできるだけ自給していかなきゃならぬというふうに考えております。とりわけ、この大家畜につきましても、草をもつて育つのであります。本来草を食べて育つ動物なんです。幸いまだ日本には草資源が利用されてないのでありますから、これを、平地においてももちろんのこと、先ほどから御指摘ございました広域農業開発地域、こういう点においても十分それを利用して、大家畜酪農なりあるいは肉牛の振興はほんとうに今日急務であるというふうに考えております。さうなことで、これまた、いまのような組織なりあるいはいまのような制度あるいはいまのような補助なり援助の体制でいいのかというふうな御指摘もごもっともでございます。そういう点、先ほど来、両局長からも答弁をいたしておりますけれども、省内において十分来年度の予算等もこれから検討いたすわけでございますから、その御意見を十分取り入れて検討いたしてまいりたい、また大臣にも貴重な御意見を私も報告をしておきたいと、かように考える次第でございます。

○委員長(亀井善彰君) 暫時休憩いたします。午後は一時三十分から再開いたします。

午後零時三十分休憩
午後一時四十七分開会
○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

美保湾における漁場埋め立て問題に関する件を議題といたします。

本件に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿肇君 私は、島根半島と鳥取県の弓ヶ浜半島に抱かれた、日本海における唯一の良港である境港に接続した美保湾を埋め立て、約三千ヘクタールの人工島をつくるという構想があつて、去る五月二十九日、米子市におきまして、運輸省第三港湾建設局長、竹内良夫君から山陰開発調査を実施したい旨の説明があり、その中に、いま述べたような構想が明らかにされたわけでありまして、これについてまず伺いたしたのであります。ここに地図もありますが、この問題は、突如として出てきた問題でありまして、地元民は、びっくりぎょうてんをいたしました。地元民の漁協をはじめ境港の市議会などは直ちに会議を開き、反対の決議を出し、漁協は全力をあげて阻止すると言つておりますが、この問題について、特にPCBや水銀汚染で魚が食えないときに、この鳥取県の沿岸のみは、この間も衛生試験所が発表したデータによりまして、何ら心配はないと、こういうところであり、最近ではクルマエビを二百万尾、稚魚を放流いたしました。さらにハマチ、魚介類等を育成いたしました。正常な魚の宝庫にしようというので、全力をあげておる貴重な地帯でございまして、このような地帯に、建設省の出先である第三港湾建設局長が、知事並びに境港市、米子市の両市長を招いて現地で説明をしたのであります。この点について、運輸省、経企庁、農林省は事前に連絡がありましたか。また、その事実を何らかの方法によつて御承知おきであったかどうかということをお伺いをいたします。

り基礎的な勉強を公務員としてしておくというところは、責務の一つであらうかと思ひます。しかし、そのことで、住民の方々へ私どもは十分納得のいたされるような努力をするということが仕事でありますけれども、それにもかかわらず、地域の方々の御疑念が多く、心配が多くて調査を拒否なさるといふ事象があるとすれば、それほど強行してまで調査をすることは不適當であるというふうにも私は考えます。そのために、運輸省のほうからこれからのいろいろお話があるかと思ひますが、そのお話は十分私どもその意のあるところを伺いたいと思ひます。しかし、そのときに私どもの調査の査定の方針としては、きょう先生からの御指摘をいただいたわけでございますから、島根県知事、鳥取県知事等と相談を整えるという事を条件に考えてまいるということにしたいと思ひます。両県知事が十分地元の方々の御意向をくんで適正な判断をなさるよう期待したいというふうに存じます。

○足鹿 君 もう一問だけ。下河辺さんにはお引き取り願つてけっこうであります。この竹内君が知事あてに出しました回答書によりますと何で「地域開発」については、その発想法、手段等あらゆる面で転換が必要と思ひたしますが、基本的には地域住民の参加機会の拡大を図るとともに、地域の主体性を充分尊重したものでなければならぬと考へ、今回の調査についても従来にならぬ新しい手法を導入したものと考へます。したがつて本調査に当つても、国家レベルの具体的な構想があるわけではなく、今後地元の自治体、住民と協調して調査を進めて行きたいと思ひますので念のため申し添えます。このとおりであるならば、私は、一応文章としては、こういう表現になると思ひます。しかしながら、これは、島根、鳥取にまたがる問題であり、マスタープランを立てる段階においては、「調査を実施するためには、新しい調査方式を導入する必要がある」と、この分野ですぐれた技術力と豊富な経験をもつアメリカのコンサルタント等の協力を求めることを考へ

えております」といふおるのであります。実際、わが国の技術水準をもつてしても、できないような膨大なものであることは、この最後の一言によつて明らかであらうと思ひます。

このようないわゆる地域の状況を全く一変していくような膨大な計画を、国家の方針もきまらないのに、一第三港湾建設局長が運輸省の知らないうちに、あとで電話連絡を受けたという程度で、あなたに調査費の要求をするとは一体何事ですか。あまりにも出過ぎたやり方ではありませんか。これが少々のものであるならば別として、アメリカのコンサルタントの協力を求める、このようないことは、わが山陰にはあつたこととはございせん。日本でも、この種のものは私どもは初めて聞くこととあります。このようなことを高橋参事官は知らないと言ひ、いまの大久保参事官は三十日電話で知つたという。農林省は、新聞で知つたという程度である。一体、国の方針も大体のアイディアもない、一第三建の局長くらいのものが言つたからといって、あなたが調整費を検討するものも私は行き過ぎではないかと思ひます。

環境庁に伺ひますが、これは大山・隠岐国立公園の山麓ある地域の一環であります。この景観がいわゆる大山から、頂上から日本海がながめられる、海をこえて四国の瀬戸内が見えらる。天気の良い日には隠岐の島が見える。そのまんなかに人工島ができ、煙突がそびえ、いわゆるコンビナート方式の工場ができたときに、一体自然の景観が維持できると考へてどうするか。天ノ橋立の上からぐ大天橋といわれるこの地域は、飛行機の上からごらんになれば、天ノ橋立をしのぐ大天橋であります。なるがゆえに、大山国立公園が、隠岐を包含し、膨大な地域にわたつて設定を見たことは御承知のとおりであります。環境庁としてこのような構想について何ら事前に御相談をお受けになりませんでしたか。また、このような計画について、現在どのように私の質問に対して考へて承りますか、御構想があり、御所見があれば承りたいと思ひます。

特に最後には、下河辺さんに申し上げておきますが、大臣にもよく、きょうは、政務次官もおいでになつておられませんか、よく実情を御報告になりまして、みだりに地元住民に——議会も住民もこぞつて反対しておるのでありますから、この問題に対する限り、いまの御答弁を大臣答弁として私は承つておきますから、大臣にもよろしく伝えられて御善処をお願いしたいと思います。お引き取りになつてけっこうです。

○政府委員(首尾木一君) 環境庁にいたしましては、この問題について全く連絡も受けておりませんし、この構想につきまして関知いたしておりません。したがらして、これについて具体的にどうしようというようにお申し上げる段階では全くないわけでございします。先生御指摘のように、大山隠岐国立公園の美保湾の地域というものは、湾内そのものは全部が指定の地域にかかつておるわけではございせんが、一体どのようなところに、どういふふうなことでやろうとされておるのか、その辺のことを全く承知をいたしておりませんので、何とも申し上げられないのですが、先生が仰せになりましたように、あの辺の地域について非常に膨大なものが、かりにできるといふことすれば、景観がかなり変わつてくるというところは、これはいふまでもないことであらうというふうに考へております。

○足鹿 君 次に、通産省に伺ひますが、最近の新聞をにぎわしておりますチュメニの油田開発との関係であります。私も、少なくともこの問題に対して、特に地元民が、異常な刺激を受けておりますことは、チュメニからナホトカへ、ナホトカから海底輸送管で境港の人口島を経てコンビナートができるか、あるいは精製工場ができるか、関連産業がくるか、あるいは原油をそのまま伯備線に沿つて日野郡を、中国山脈を横断をして岡山の水島へ送るという構想がこの前、一斉に新聞に出ておることです。ますます不安は不安を呼んでおるわけでございまして、聞けば水島はまだ工場建設の余地が残されておるといふふうに聞い

ておりますが、チュメニ油田の開発とこれの日本への導入の方式について、運輸省からこの人口島の問題について関連して何か御連絡がありましたかどうか。また通産省自体として、チュメニ油田の日本への受け入れ態勢については、具体的にどういふ検討段階でございしますか、この際明らかにしていただきたい。

○政府委員(矢野登喜君) チュメニの油田の問題につきましても、昨年の五月ごろから民間ベースによつてこの開発を日本、アメリカ、ソビエトの資本によつて開発するというような話題が、新聞によつて報道されております。しかし、これまでのところでは、通産省はこの問題に対しては、全然まだ役所ベースの話には乗っておりません。したがらして、チュメニの原油がナホトカに送られ、それから日本のどこへ持つてくるかというふうな問題は、通産省としてはこれまでのところ、全然話し合ひに乗っておりません。

なお、こまかいことは、業務課長が見えておりますので御報告を申し上げますが、現在のところ、そうした状態にございします。

○説明員(根岸正男君) チュメニ油田の導入につきましても、いま政務次官からお答え申し上げましたとおりでございまして、御承知のとおり民間ベースで原則的な話がある程度まとまつたということにございまして、今後これも先生御承知かと思ひますが、今月から大体詳細な打ち合わせの第一歩に入るといふ段階でございまして、われわれとしましては、それによつて油の種類あるいは輸送方法、その他あるいは積み出し港あるいは積み出し港の規模というふうなことが、いろいろきまつてまいるわけでございまして、そういう細かい数字がききませんと、われわれのほうもどういふ受け入れを考へたらいいかということについても、検討に入るわけにまいりません。そういうことで通産省のほうには、いまのところまだこまかい検討に入る段階にないと考へておるわけでございします。

なお、当然将来のエネルギー危機というふうな

ことを考えますと、チヌメニからまいりますことは五十三年に降になりますか、まあ明確でございませぬけれども、約三千万トンから四千万トンと称せられる油は、非常に重大な貴重な資源になるわけでございますので、具体的な問題になりました際は、運輸省はじめ各関係省庁といろいろ御相談して、受け入れ態勢を考えたいと思っております次第でございます。

○足鹿屋君 根岸さんですね、あなたは五月二十六日付の毎日新聞ですね、本年の。それによりまして、有力な候補地として、この美保湾を具体的に言っておられますが、大体了解が得られれば云々ということをおっしゃる。簡単な記事ですから読み上げますと、あなたの話として、「チヌメニ原油を運ぶには、日本海を経由しなければならず、境港市が有力候補地にあげられているのも事実だ。いま、わが国では原油をタンクローリーで運んでいるが、将来はCTSとパイプライン方式になる。ヨーロッパでは石油備蓄量九十日分が常識だが、日本は四十五日分の備蓄能力しかない。せめて六十日分にするのが急務だ。昨年成立した石油パイプライン事業法には土地取用権があるが、あくまで地元の了解を得たうえの話だ。」と、かくのごとく具体的にあなたは談話を発表していらつしやるでしょう。政務次官、これでも御存じないのであります。石油課長はこういう談話を発表している。

○説明員(根岸正男君) お答え申し上げます。いま先生がお読みになりました新聞の問題につきましては、国会でもほかの委員会でもいろいろ御質問があったわけでございます。そこでお答え申し上げますわけでございますけれども、私は先ほど先生にお答え申し上げましたとおり、チヌメニ油田の受け入れについては、まだ具体的なことを検討するような段階にわれわれ入っていないわけでございますから、そういう境港がいいとか、有力な候補地であるとか、そういうようなことが、私としてお答えできるようなあるいは新聞にお話できるような段階には全然ないわけでございます。私

としては非常にそれは迷惑しておるわけでございます。

それから後段につきましては、あるいはパイプライン、CTSの全般的な問題として、新聞からお尋ねがあれば当然答えるようなことを、いままでも何回もお答え申し上げているわけでございますので、記事の書き方につきましては、たとえば原油をタンクローリーで運ぶなんというところは、あまり常識的な話じゃないんですけれども、まあそういうようなことで、私としてはその記事については、私が申し上げたということについては、何ら根拠がないということをおっしゃりたいと思っております。

○足鹿屋君 新聞の記事ですから、私は根拠がないとおっしゃれば何ですが、あなたが何らかの形で、この問題について新聞記者に会われた際に、お話をなされたということも否定なさるんですか。

○説明員(根岸正男君) お答え申し上げます。いま申し上げましたとおりチヌメニ油田の扱いについて、私はいままで一回も新聞記者から質問を受けておりません。ただCTS全体の問題と、あるいはパイプラインのというのは、どういふものであるかという一般的な質問は受けておりました。これは何回も各紙の新聞からいろいろ御質問を受けております。ですから、そういう意味で、要するに、チヌメニを日本海沿岸のどこかの港に持ってきたらいいかというこの具体的なことについては私はお答えしたことは一回もございません。

○足鹿屋君 そこまでおっしゃるならば、それが事実であると思えませんが、しかし、日本の一流の新聞があなたの談話を載せておられるという事実も否定できるわけでありません。これと符節を、あなたの談話と合わせるがごとく、今更記日ソ経済石油委員長、海外石油開発社長の話として「チヌメニ原油受け入れを希望している市は多く、引く手あまたといってもよい。境港はその一つで、立地条件は確かによい。日本海沿岸各都市の港湾なら、八万トン級のタンカーをビストン往復させればすむ。CTSやパイプラインは危険な

ものではなく、なぜ反対が起きるのか理解に苦しむ。云々と述べておられる。何かそうすると、新聞社というものは話をしたこともないのに、このような人名をあげて記事を書くものでしょうか。そうなりますと、もし対決ということになりますと、これは重大な状態が起きますよ。

当委員会といたしましては、私どもは、日本の海を正常化していくために、当委員会としては先日とも議論をかわし、農林省も苦心をしておられるときに、漁民も生計に困り、毒を受けた地域住民は死に、あるいは養病にとりつかれて生涯をかけたわで暮らす。国民は安心して魚が食えない。こういう事態の中で、このようなりつばな年間五億円以上も、今後十億円もあつていこうというふうな、こういうところに、符節を合わせたようにあなたの談話が出、そして日ソ経済石油委員長の談話が載るということは、天下の公器である新聞をわれわれは信用する以外にないです。いかがでしょうか。水産庁の長官なり、鈴木政務次官もおいでになっておられますが、このことについて、いままでのやり取りをお聞きになりました、地元の漁民はもちろぬ漁協、地元の市長、鳥取県議会、境市議会すべてが反対しておられるわけでありまして、あなたの方が新聞で知ったと言われることは、私は当然だと思ふ。こういう問題は、瀬戸内がいま、持ちも、さげもならぬ汚染状態が深化して困った状態になっておる、太平洋ベルトラインは言わずもがな。九州のほうにおいても、正常な海を返せと漁民が叫んでおる中に、いかにして、今後、汚染されない海を確保するかという立場から、いままでの私の私どもの、私が質問いたしました点について、農林省としての御見解は、正常な海を守っていく上において、どのような御見解をお持ちになりますか。とにかく日本海沿岸の随所にこの種の打診を開始しておるようです。運輸省は、あるいは竹内個人はやつておるようです。いかがですか。農林省としてのこのような清浄な海を、今後いかに守っていくかということについて、断固たる決意のほどをお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(荒瀬肇君) この境の周辺につきましては、特に私たちのほうでも従来から非常に清浄な、きれいな海であるということと、それからさらに今後この辺の漁業は大いに振興すべきであるという見解のもとに、ことしになりまして、特に境港を特定第三種漁港に指定いたしました。第五回漁港整備計画のもとに、今後五カ年間にさらに整備を深めていきたい、こういうふうな考えをしております。この境港は、日本海に山陰筋でも特に大きな漁港でございます。約年間四十六万度で十五万トンをはこべる漁獲量がありまして、今後ともさらに振興していきたい。利用漁船につきましても、年間約二千六百隻の船が出入りいたしまして、さらに水産物の産地の流通加工センターも整備していきたい、こういうふうな考えをしております。これらにつきましてもわれわれといたしましてはぜひとも漁業上振興してまいりたいと、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○足鹿屋君 鈴木政務次官、いかがですか、大臣代理として。

○政府委員(鈴木省吾君) ただいま水産庁長官から御答弁申し上げましたように、つい先般第三種漁港として指定をいたしました。実はただいまお尋ねいただいたことは、何ら農林省としては連絡も受けておりません。既定の方針どおり進んでおったような次第でございます。今後また、計画の連絡もございせんので、いまお話のようなことで進めてまいりたいと、かように考えております。

○足鹿屋君 通産省並びに運輸省に伺いますが、特に運輸省に伺いますが、あなたの方の出先機関は、本省と何の打ち合わせもなしに、こういう大構想を地方でぶち上げる権限は、どういふ権限に基づいて、こういうことをぶち上げる権限をお与えになっておりますか。それを伺いたい。

○説明員(大久保省吾君) 私、先ほどの御答弁がいささか誤解を生んだように思うのでございまして、私、五月の三十日に第三港湾建設局長から聞

きました報告というのは、その構想を打ち上げたのではなくて、要するに、あの地域の開発のしかたというのは、あるいは工業開発ということもあるでしょうし、あるいは非常に美しい自然の景観を生かして臨海性のリクリエーションの場として利用するというところもあるでしょうし、また流通の港湾として港湾を整備を進めていくということもあるでしょうし、ともかくいろいろなことが考えられるが、どういふふうなところを開発していくかというところは、これは最終的には、地域住民の意思によって決められるものである。しかし、どういふふうな開発するかという幾つかの考え方については、ただばく然と論じていてもしょうがありませんので、基礎的な調査を調査調整費をもらって調査をしたらどういふふうなことを御相談したというふうな、竹内局長からの報告を受けたわけでございます。

それで、新聞の見出しが、たまたま人工島の構想を提案したかのごとくに出出しのほうになっておったために、非常に混乱を引き起こしたということは、非常に残念なことだと思いますが、実はたしか、私の記憶、正確ではございませんが、その電話を受けた当日かその直後でございますが、衆議院の農林水産委員会におきまして野坂先生から御質問をちょうだいいたしました。そのときに私、お答え申し上げたわけでございます。それで、そのときは、いまここに議事録がございますので申し上げますと、いま申しましたような「地域開発を総合的な観点に立つて進めるべきであり、自然環境を保全し、生活環境の悪化を極力抑え、漁業等の他の空間利用との調整をはかりつつ開発を進めるといふことが必要である。そういうような観点に立つての工業開発の可能性の限界、こういうようなことを調査する必要がある」と考えるというように述べたわけでございます。というふうな私、お答え申し上げたわけでございます。

それで、第三港湾建設局、所管しております管内は京都府以西でございますが、その管内のいろ

いろな港湾の整備あるいは地域開発等につきましては、港湾建設局というのはいわゆる専門的な技術的知識を持っておりまして、港湾管理者が計画立案の主体ではございますが、港湾管理者の計画立案にあたっての専門的な立場からのアドバイスを求められることがあるわけでございます。そういうことでの、第三港湾建設局としての調査は、これまで港湾事業調査費あるいは調査調整費を使いまして調査を行なっておりますし、それは港湾建設局としての通常の業務と考えている次第でございます。

○足鹿君 いやね、私がお聞きしておるのは、第三建設局長程度の者に、何に基づいてアメリカのコンサルタントに協力を求める云々という、こういう公式文書を発表する権限を、知事に向かって返事をする権限は何に基づいておやりになっておるかというのを聞いておるのです。あなたがっしゃっていることは、第三建設局長の文書の中に書いてある。何を言っているのですか。端的にそれをおっしゃい。何に基づいてこういう膨大な権限を与えておるかというのを聞いておるのです。

○説明員(大久保喜市君) お答え申し上げます。

実は現地において非常に混乱を生じたという事実がございます。鳥取県知事から文書をもって第三港湾建設局長に対してこの調査についての、建設局長に対して調査の目的、内容、地域、方法等について返事をくれという文書を第三港湾建設局長は受けたわけでございます。それで、第三港湾建設局長がやはり知事さんと米子でお話したことが、それがその報道の面でも必ずしも正確に伝わらなかったということからいたしまして、あらためて知事さんと現地でお話したことの要点を文書をもってお答えしたというふうに理解いたしております。

それで、いまのアメリカのコンサルタント云々という点につきましては、これは必ずしもこういうことでやるといふことではなくて、いわゆるこの文書の中で確かに一番終わりのところに、以上

の調査を実施するためには云々ということ、先ほど先生のお話にありましたようなことが触れてはございますが、これは別途の機会に、竹内局長から具体的に聞いたわけでございますが、このアメリカのコンサルタントと申しますのは、実はアメリカでは非常に民主的といいますか、地域住民の意向を徴し、それで、それを電子計算機等を駆使してその考え方を整理して、それでその住民意識の所在がどこにあるかということ、また自然的な条件も電子計算機等を駆使して整理する、こういうようなものを組み合わせてシステムティックに評価するという手法が開発されているそうでございます。残念ながらわが国におきましてそういうような評価の手法、そういうようなものにつきまして私もまだ十分理解をいたしておりません。それで、たとえばこういうような総合的な……

○足鹿君 委員長注意してください、人の質問に答えるように。人の質問に答えなさい。そんなことを聞いているんじゃない。

○説明員(大久保喜市君) はい。

○委員長(亀井善彰君) 質問の趣旨によって答えていただきます、こういうわけですね。

○説明員(大久保喜市君) それで、そういうような手法を使うことも考えられるというように意味のことが、この回答の中に触れられているわけでございます。

○足鹿君 私はそういう説明を聞いてるんじゃないのです。あなた、ここにちゃんと竹内局長が鳥取県知事に出した原案を持っておるんですから。ですからそんなものを聞いておるんじゃない、あなたの説明を。竹内さんが、五月の末、鳥取、島根に来て話したときには、人工島建設の目的のために、目的を持っておる。チェメニ油田、ソ連からの石油基地、こういう構想を漏らしておるんだ。それがこれには載っていないだけのことだ。だから、あとで新聞は、きわめて人工島の構想に触れず、あいまいな内容だといって、遺憾の意を表明しておるんだ。都合の悪いことはみな

削つてあるんだこの中から。あなたがどのように左右されても、資料は全部そろつておる。さらに通産省に伺いますが、中東の原油受け入れが目的であると運輸省が説明したと、毎日新聞は報道しておる。……いいですか、ここになりますとますます奇怪であつて、何らか背後にあっていろいろと打ち合わせが進み、極秘裏に計画が練られておるといふ疑いを持つのは当然でありませんか。ですから、先ほどから、石油課長さんが言われたことや、あるいは今里という人の談話として「引き手あまたの原油受け入れ港を境港が二つ返事で返事をしないのはおかしい」というような記事が新聞に載つておること自体を、こういうものをすべて包合すると、大体私がいま言ったようなことになる。しかも、この記事が出た後に、県のある最高幹部の人が「石油基地に反対する」というが、この間も漁船が石油基地に反対したではないか」「フツ」と笑つたという話も新聞に出ておる。つまりレジャーランドとか、あるいは地域に景観を損なわない開発を行なうとか、きれいな事は確かに並べてありますが、しかし、実際は、中身は中東か、チェメニか、何らかの工業開発をやろうとしておることは歴然たるものである。それを地域住民を、あきめくら同様に取り扱われるところに私どもの不満は爆発しておる。何の権限に基づいて、このような第三建設港湾局長ぐらいな者が独自でこういう返事を出すんですか。あなたの方に裏議をされましたか。聞きますが、このような大事を、あなたの方の裏議を得て、鳥取県知事に回答しましたか。第三建設局長は知事の照会に対して、このような国際的なアメリカの協力を求めるようなことについてまでも、公式文書で回答するような権限は、何に基づいておるか、さつきから聞いておるんだ。あなたが答弁できないならば、運輸大臣ないしは政務次官を呼びなさい。なんです、一体。

○政府委員(原田昇左右君) お答え申し上げます。

御承知のように、港湾法は、港湾の開発利用、

保全に關しまして、港灣計画を立案するのは、地方の港灣管理者というものは明定されておるわけでございます。したがって、港灣管理者が発意し、港灣計画をつくらない限り、この計画はいかなる計画でも出てまいらないわけでございます。その点をばつきり明確にお答えしておきたいと思ひます。

それから第二に、いま先生のお尋ねの、地方港灣局長の権限についてでございますが、これはあくまでも港灣の建設工事に関しまして、いろいろ調査をし、また、その港灣計画の立案にいろいろのアドバイスをすることでございます。私どもとしては、この地域の港灣の開発利用、保全に關し、いろいろの観点から、調査をするということをお考へておるわけでございます。たとえば、まあ石油の輸入基地構想というのが、これはチュメニとは全然現段階において無関係でございますが、たとえば瀬戸内海におきましてタンカーのふくそうといったような、船舶のふくそうということから、どこかに石油輸入基地を設けてパイプラインで輸送するということは、これは国会でも海上交通安全法を成立さしていただきました際の附帯決議にございまして、そういう調査を早くしろということをお考へておるわけでございます。そういう観点、あるいは工業開発港を設けるほうがいいか、あるいは観光、レクリエーションとしての地域の特色を生かした港灣開発をはかっていくか、そういういろいろな観点からの調査を進めるといふことは、当然、地方港灣局長が本省の意を体し、まして、そういう調査を進めておるわけでございます。

○足鹿覺君 それでは、あなた方は——あなたは大臣官房審議官という重責にあるようであり、あなたが、あなたたちは、この竹内局長の独断ではないと、運輸省も承をして、何やあの附帯決議に基づいてやっておるんだと、こう理解するんですか。あなた方は知らぬと言つたじゃないですか。○政府委員(原田昇左右君) チュメニの油田からの油を受け入れることについては、私どもは、通

産省から何らそういう点について国内の港灣整備をしてくれという連絡も受けておりませんし、また、現段階において、そういう調査をあえてするように地方を指定したこともございせん。しかしながら、先ほども申し上げましたように、海上交通安全法の御審議の際の附帯決議として、瀬戸内、東京湾、その他船舶ふくそう海域において、原油輸入基地港灣を設置して、そこからパイプラインで輸送するということ、そういうふうな海域における大型タンカーの入湾制限というもので、こういった観点から、十分な調査をするようにということ、私どもは十分了解しておる次第でございます。

○足鹿覺君 いまあなたがおっしゃったものを文書にして出してください。何の決議ですか、それは。どういふ委員会ですか。政府の機関ですか。地元民は参加しておるんですか。○政府委員(原田昇左右君) 国会の御決議でございます。

○足鹿覺君 国会の決議は、美保湾を指定しているんですか。○政府委員(原田昇左右君) 美保湾ということ指定はしていません。ただ、先ほども申し上げましたように、瀬戸内海のような船舶ふくそう海域における石油の輸送について改善をするようにという御趣旨でございます。

○足鹿覺君 いま、あなたのおっしゃったことは、何月何日、国会の何委員会においてと、その経緯を、資料として御提示を願ひたい。なお、県会の議決の際の問題になったのは、反対の理由として、「同地域は新産都計画区域であり、同計画に従つて開発が進められていく。また、一昨年は日本工業立地センターによる調査結果も出されており、あらためて調査の必要は認められない」と、こういう正式な態度を決定をし、ここに膨大な港灣の開発計画は、工場立地計画その他によつてすでにできておる。何をあなた方がおもんばかって、えてかつてにそのよう

なことをなさるんですか。引く手あまたなら、よそへ持つていってください。境港でないならば、どこを候補地にしておるんですか。一説には、舞鶴はあなた方はきらいだという話も聞いておる。あちこちへ行って、この竹内なる者は、自分の職權外のことをやっておる。

まだあなた方が、これをとやかくおっしゃれば、もう一歩突き進んで申し上げましょうか。何月何日の国会の何委員会において、瀬戸内の海面が汚染をする、だから新しい開発を行なえというならば、日本海はよこれでもいいというんですか。タンカーで運ばばどのような事態が起きるかということは、あなたも御存じでしょう。先ほど冒頭に述べたように、ここは日本海の稚魚の自然育成の地域であります。最近、特に海の汚染がはなはだしいから、日本全体としても、こういう地域は守つていかなければならぬ。瀬戸内がよごれたから、日本海ならよろしいというんですか。地域住民を冒瀆するものではないじゃありませんか。だれがそんなことを委託したんですか。地域の住民のだれが運輸省にこういうことを委託したんですか。どういふ権限でこの竹内何がしなる者はこのような地域に大きな波紋を描き、大きな不安と動揺を来し、県議会の超党派の議決を帯びたもので、なおあなた方はこれを強行する意思と、そう見ていいんですか。

○政府委員(原田昇左右君) 先ほどからたびたび申し上げておりますように、私どもは、地域の住民の代表でございまして都道府県当局の御了解を得ないでそういう調査を進め、建設を進めるといふことは絶対にいたしませんから、その点だけは十分誤解のないようにお願いしたいと思います。

○足鹿覺君 それはちゃんとあなた方が竹内をして出さしめておるこの文書に載つておるんだ。地域の住民に新しい協力関係を打ち立てるなんて、りっぱなことを言つておる。だが、事実上においては地域に大混乱をこのこと自体で起こしたんです。だれがそんなことを聞いておるんですか。本省の了承の上で、これを竹内をしてあらしめてお

るのかどうかということを知っているんだ。だとするならば、この際において、県議会も反対、知事も拒否、境港市も反対、漁民も反対、だから、この際において地域住民の意思に従つてこの計画が調査その他を進めることを打ち切ります、こういう御答弁をあなた方はできないですか。

○政府委員(原田昇左右君) 先ほど御説明したのと若干ダブルですけれども、私の口べたなために誤解があるようでございますので、重ねて申し上げますが、要するに、私どもとしては、石油の輸入基地と、それからパイプラインで輸送するという手段につきましては、大型タンカーの船舶ふくそう海域への入港禁止というような措置とあわせて、そういう適当な場所はないか、あるいは適当な計画はどう立てたらいだらうか、ということにつきまして、まず調査をする必要がございます。その場合、まず第一にやるべきことは、地方の住民の代表でございまして都道府県当局の御理解と御了解のもとにやらなければなりませんので、私どもの理解では、そのために竹内局長が掛けていって、都道府県知事あるいは県当局とお会いして、その調査ができるかどうかということとを打診したのではないかと考へるわけでございます。

○足鹿覺君 だから、そういう重大な問題を局長がしていいか、これだけ環境汚染が問題になつておるときに、そういうことを認める態度が間違いないじゃないかということをお聞いているのだ。あなたが答弁できないければ、運輸大臣が政務次官を呼んでください。あなたの答弁よろしい。何ですか、一体、人が聞いておることに答弁しないといふのだ。調査が必要だ、だれが頼んだのですか。あなた方が命ずるか、地元から頼む以外に、かつてに出てきて——新産都の構想で、現地にこういううりっぱな図面ができておるのだ。あなた方のおせつかいなんかならぬ。こういううりっぱな図面もできておる。境外港の図面です。全部できておる。知つておるでしょう。さらに大きくしたのはいちやんとこういうふうな図面ができておる

のだ。何をあなた方が必要好んで——いまさら地元も頼んだことはない。では知事に非公式に頼まれたですか。

○説明員(大久保喜市君) 先ほど原田審議官がお答え申し上げましたように、海上交通安全法の関係の附帯決議で、シーバースの適地を調査することが求められておりますので、そのシーバースの適地につきましての、いわゆる初歩的なテーブルラン的な適地調査をやったわけでございます。

要するに、地形的にいいところを幾つか選び出したわけでございます。しかし、先生の御指摘のように、大体そういう自然的な条件のいいところはいい漁場であつたり自然景觀もよかつたり、そういうことがございます。そういうことから、そういう幾つかテーブルプランで考えられますところについて、どのようにしたら、そういうもののが受け入れられるか。あるいはどうしてもだめであ

るか、そういうふうなことをやはり基礎的な調査をやらなければならない。それで、そのためには地域住民の代表でございます知事さんの御意向も伺わなければならない。それで、テーブルプランでは幾つか考えられるうちの一つでありますこの

地域について、その知事さんの御了承を得られるならば、調査調整費を用いて調査をしたい。しかし、これは必ずしもシーベースを前提にするものではないであってはならない。そのシーベース以外にあるいはシーベースが適当でなければ、ほかにたとええればレクリエーション港湾をつくるとか、いろいろなことも考えられるわけでございます。せっかく調査をやるなら、そういう総合的な調査の一つと

して、幾つかの対案の一つとしてこういう調査をやってみたらいかでしようかという御相談を申し上げたのでございまして、これに対して地元がどうしてもそれは好ましくないということでございしますれば、これは当然調査はできないわけでございます。そういう段階にございしますので、現在のところ、まだ正式な調査費の要求はしていません。状況にございしますので、御了承いただきたいと思ひます。

それからいま一つ、先生のお示しいただきました境港の計画は、これが現在の時点において港灣管理者として正式にきめられている計画でございます。

ましてしたが、いまして、現在のところは、まだ調査もやってないようなシーバス構想につきましては、具体的な計画として構想を打ち立てたとか、そういうような段階まで立ち至っていない事情にありますことも御了承いただきたいと思います。

○足鹿堂君 要するに、あなた方は知っておつて、竹内君にこれを命じたのかどうかということ、を最初から聞いておるんですよ。そのことを答へなさい。竹内君の独断でやったのか。あなた方はあとで報告を聞いたということでありますから、さように理解してよろしいですか。そのことだけをすばり答へなさい。余分なことを言うな、時間が惜しいわい。

○説明員(大久保喜市君) シーバースの適地を調査してはしいということは言っております。

○足庵覺君 そんなことじゃないんだよ。いまのは新しい問題だ。この問題はもうとうに片づいた。それとは別だ。何を言っているんだ。

○説明員(大久保喜市君) 調査調整費につきましては、各建設局に管内のいろいろな調査をしなければならぬ事項があれば、調査調整費を企画庁に要求するから、各建設局で出してほしいということを建設局に指示してございます。それで私どももといいたしましては、この建設局から出す調査調整費の案をまとめる段階で、知事さんの意向を打診したというふうに理解しております。

○足庵覺君 そうしたら、不文律の上においてあなた方は了承しておると。この竹内局長に直接には指示をしてないが、竹内局長があなた方のそのの調整費等の範囲内において、自分の構想を地元に来て話をした、かように理解できますね。あなた方はあとで報告を受ければその適否を判断すると、こういうわけですか。

○説明員(大久保喜市君) 竹内局長の個人的な權想というのは、ないというふうに、竹内局長から

聞いております。

○足鹿覺君　じゃあ、だれの構想ですか。

○説明員（大久保喜市君）　この調査調整費で調査

○足鹿覺君 わからぬ人だな。これだけの資料を
をしたのは、この地域の開発の限界。どうい
ふに開発したらいいかということの調査をした
い、そういうような調査費を要求することにつ
いて、知事さんの意向を打診した、というふう
にしております。

話をしたこと、これとは違うんですよ。地元
の新聞記者に会ってごらんない。人工島構想を
ぶっておるのだ。だけれども、この返事には載っ
ていないのだ。そういう不信感が今日に至って
おるのだ。私をして――衆議院においてはいち早く
取り上げられたが、私はすべての資料を整えて、
あらゆる方面を全部調べ上げてやっておるんだ。

知事に頼まれましたか。一間でいきましよう。頼まれたか、いなか。イエスカノーか、言ってください。

○説明員(大久保喜市君) 知事さんとしては、いまとところ調査をすることを必要とするかどう

か、いまだ少し地元の關係をよく配慮してからきめたいと、そういうふうに向つております。

○足尾覺君 県議会の正式の意思が決定をし、知事にこれが文書で通達をされ、知事があなたの方のほうへ、県議会の意思を伝達した際には打ち切りですか。

○説明員(大久保喜市君) 知事からの正式なお申

し出に欲つておれおれに行動するつもりでござい
ます。

○足鹿覺君 竹内局長は第三建に赴任して何年ぐ
らいになりますか。

○説明員(大久保喜市君) 一年と二カ月程度にな
ると思います。

○足鹿覺君 今後、こういう構想をぶつ以上は、
相当の年月、第三建の局長として在任をする見込
みでありますか。

○説明員(大久保喜市君) 私といたしましては、
そういうことについてはお答えできる立場にござ
いません。

○足麗麗君　じゃ、だれが答えるんですか。――
あなたは竹内君との間にある程度の意思の疎通があつたと私は推定する。大臣の権限だというわけですか。

○説明員（大久保重市君）　港湾建設局長は大臣の直接の部下でございますので、そのように理解さ

○足鹿覺君 竹内君の人事権の、人事異動その他の権限は運輸省の原局はどこか。大臣に稟議を建てる原局はどこですか。

○政府委員(原田昇左右君) 地方局長の任命は大臣が行なうわけでありませう。

○足鹿覺君 それはわかつていますよ。そんな子共二言うよりなことを言うな。そんなことを聞か

「僕に言ふなことを言ふな。そんなことを聞いているんじゃない。原局はどこかと聞いているんだ。大体、君たちは国会をばかにしているな。さつきから黙って押し問答をしていれば、いい気になって、人を侮辱しているな。そんなことぐら

いは知っておる。ふざけるな。原局はどこかと聞いているんだ。官房審議官として答えられませんか。

○政府委員(原田昇左右君) 原局はどこかというお尋ねは非常に実はわれわれ困るわけでございます。して、港灣行政の原局は港灣局でございます。しかし人事につきましては、もちろん港灣行政を担

○委員長(亀井善彰君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(亀井善彰君) 速記を起して。

○政府委員(原田昇左右君) 人事につきましても、運輸省の設置法、組織令等によれば、大臣官房が人事の責任部局になっておるわけでございます。そこで港灣行政をつかさどる港灣局とよく相談をしながら人事の原案をつくるというように御了解願ひばいいんじゃないかと思ひます。

○足鹿覺君 竹内君は前に運輸省の本省でどういう役職にいましたか。

○説明員(大久保喜市君) 私の前任者でございます。港灣局の技術参事官をやっております。

○足鹿覺君 その前は……

○説明員(大久保喜市君) 官房の参事官をやっております。

○足鹿覺君 その前は——経済企画庁におったことがあるでしょう。

○説明員(大久保喜市君) 官房の政策計画官をやっております。それでその前は港灣局の計画課長をやっております。

○足鹿覺君 経済企画庁に出向しておったことありませんか。

○説明員(大久保喜市君) 経済企画庁の計画局の計画官をやったことがございます。

○足鹿覺君 委員長、お聞きのように、この人は普通の出先の長とだいぶ経歴が違いますね。あなたの、大久保さんの先輩なんです。第三建といえ地位は出先のように見えるが、本省の局長クラスである、ないしはそれと同等の地位にある人である。したがって、われわれはこの報告書はきわめて重要なものである、彼が鳥取、島根へ来ておるのだから、彼が鳥取、島根へ来ておるのだから、あなた方が、どのよう、きょうこの場を切り抜けようと思はれましても、真実も、やがてわかるかあるでせう。

○説明員(大久保喜市君) 何かこの人は別な意図で、あちこちしておるという評判もありまが、第三建の所管地域はどこですか。

○説明員(大久保喜市君) 京都府それから和歌山県を結んだ線から西のほうで、山口県を除く中国

地方とそれから四国を含んでおります。なお山口県と九州は別でございます。

○足鹿覺君 いずれ秋ごろを待って、私は追ってこの質問を、伝えられる臨時国会でもありますならば、お伺いいたしませう。そのとき、竹内君の身分に重大な変化がなかったらよろしいが、重大な変化があったときには、あなた方もそのときには、覚悟していらつしやい。いかにげんな、この場ののれんの答弁を繰り返しておられるようでありまが、事実は何よりも雄弁に物語るであります。そのときには、あなた方がいかに今日ちやらんぼらんな答弁をして——大臣もきょうは来れない、政務次官も来れませんからこれ以上押し問答をしても私は意味ないと思ひます。いたずらに時間を空費することはやめま。

最後に、通産大臣代理として御出席になりました次官に伺ひますが、中東石油、チュメニ石油等の問題については、特に鳥取、島根は反対をいたしております。その中継基地等については反対をいたしております。農林省も正常な海を守る意味において、おそく同感であると思ひます。経済企画庁も先ほど下河辺君からあのような明快な答弁がありましたが、運輸省だけは言を左右にしてお聞き及びのような答弁をいたして、おぼろに似たような事実おそれるべき計画を発表した真相も、あるいはこれが地元の反対で消えた後における竹内君の一身上の変化等によって証明されるでせう。いずれにせよ、このような経過があるましても、もはや余日を經ずして、鳥取県知事から県議会の意思が運輸省へ伝達されるであります。これ、チュメニないしは中東の中継基地については、これ以上深入りしない、こういう御言明がいただけますかどうか、いかがでせうか。

○政府委員(矢野登君) 最近の世相からいって、地元住民の賛成のない仕事は完成するわけがございせん。しかも、この問題につきましても、まだ民間ベースで進んでおる状態でございます。

チュメニ油田よりの原油の引き取りというような問題が、大ざっぱには、日本海を経て本土にといううようなことを言われておりますが、通産省内部では、まだまだこの港へこれを持ってくるかといううようなことは、話題にものぼっておらない状態でございます。したがって、あらゆる場合に、この問題の結論は、地元住民の方々の賛成を得ない限り、通産省その他の省にいたしまして、結論を得るといふことはむづかしい問題でございます。通産省といたしまして、そういう問題については、十分に地元の方々の連携をとる、各省とも連絡をとりまして、万遺憾ないような方向へ進もうと考えております。

○足鹿覺君 最後に、運輸省に申し上げておきまが、四十八年六月七日、大久保さん、あなたは野坂議員に対して「これまでレクリエーション港灣といひますか、ヨットハーバー等につきまして、たとえば湘南港、オリンピックのときに江ノ島にヨットハーバーをつくつたり、その後園地の開墾地でヨットハーバーをつくつたりしてきております。今後やはり港灣環境整備といううなことで、今後の福祉需要の増大といううにわれわれとしても対処していかなければならない、そういうふうに考えておる次第でございます。」といううなことをおっしゃっております。港灣局が、レジャーの世話までなさるようなお考えのようであります。ヨットハーバーはもう港灣局の所管だと言わんばかりの御答弁をなさっておりますが、いかにあなた方が無責任な、その場ののれんの答弁をしていらつしやるかといううことは、もはや明らかであります。すみやかに運輸大臣に今日の質疑応答の経過を御報告になつて——鳥取県議会議員の意思表示があなたの方のほうへ伝達をされたならば、そのころにいま一べん、この国会中にもその時期があれば、運輸大臣に私はしかと伺ひますが、正しく本日の本委員会の質疑応答の経過を述べられて、すなおにこの計画を断念するように強く要請をいたします。しかと伝えていただけてますな。断念をするように伝えていただけてますな。あえてあなたの方が答弁せぬならば、質問主意書を出してしかと確かめま。

○政府委員(原田昇左右君) 本日の御質疑の真意は十分大臣にお伝えいたしますが、先ほどから御答弁申し上げておりますように、私どもは港灣法に基づいて仕事を進めるわけでございまして、港灣法によりますれば、港灣計画は港灣管理者が立てたてまになつておりますので、それを踏みはずして仕事をすることはあり得ないということを重ねて申し上げる次第であります。

○足鹿覺君 私がいまあなたにお願いしておるのは、きょうの質疑応答と、最後の締めくくりとして、鳥取県議会議員の意見が、議会の意思が、あなたの方の大臣あてに伝達された際には、地元住民の意思を無視してはならないということでありまが、この計画は調査を打ち切る、こういう要求を私はいたします。そのことをしかと大臣にお伝えなさい。いずれの機会か大臣にその御答弁を承りましよう。県会議長から、あるいは知事から、あるいは境港からはすでに出ておるかも知れませんが、それらに従つて地元住民の反対を押し切つてやらない、この正常な海を自然の景観そのままにおいて、現在立案されておるところの港灣計画の範囲内においてこれをとめていくのだ、これが地元民の総意です。しかと大臣にお伝えくださいます。そして、私は個人的にも、大臣にお目にかかつて確かめたいと思つておりますが、公式には、あなた方が——あるいは大臣に質問の機会が今国会にない場合には、質問主意書等その他によつて正式に意思を確かめま。しかと御連絡をしていただけてますな。

○政府委員(原田昇左右君) 大臣に申し上げます。

○足鹿覺君 けつこうです。

○委員長(亀井善彰君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

う中で脱税をしたというこのやり方は全く許せぬ
行為だといふに私は思いますだけに、本日
取り上げて内容をお聞きしたわけであります。し
たがつて警察庁におきましても、あるいは大蔵省
の関税局におかれましても、公平な捜査という
のを今後も続けられまして、こういう悪質な脱税
というものを根本からなくするような、そういう

意味における今後の対策というのを十分ひとつお立ていただくことが重要ではないか、こういうふうに考えて強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

今度は農林省にお尋ねをいたしますが、台湾豚肉の輸入をめぐりまして脱税容疑で、日本食肉市場共同会社と、社団法人日本食肉市場卸売協会が家宅捜索を受け、また社長、会長の自宅まで捜査が及んだと、このことについてまだ取り調べ中であるから脱税をやったという断定はできないんだという、そういう認識の上にお立ちになっておるようでありまして、少なくとも兵庫警察が自宅まで家宅捜査をしたということは、相当容疑が濃厚であると考えなければならぬのではないかと、うふうに思ふわけがあります。このことについて農林省としては、どうこの事態というのを見ておられるのか、まずその点からお聞きしていきたいと思ふわけですが、

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

先ほど警察庁からお話がございましたが、われわれが、当該事件を新聞報道等によって承知いたしましたし、協会なりあるいは市場共同会社等から聴取している範囲では、先ほど話が出ました日本冷蔵なりあるいは明治屋等の関税法なり、外為法違反容疑の裏づけ捜査というふうなことで、一応の捜査が行なわれたというふうに承知しております。で、そういう点でございまして、はたしてその事実がそのような違反容疑になっているかどうかという点については、やはりすでに捜査段階に入っておりますので、これらについて十分捜査の結果を待って承知したいというのが考え方でございます。なお、関係者等から承知した説明では、もちろん主観的な意図を持って、脱税等を行なったというふうな説明を受けておられないわけでございます。

なお、実は台湾等の豚肉輸入につきましては、台湾等の国の特殊性もございまして、ある程度通常の米國やカナダ等との輸入と違ひまして、協会

と、むこうの生産者団体と基本契約を結んで、その基本契約のもとで毎年の豚肉の輸入取引が行なわれ、さらに輸入業務を、先ほど名前があげられました商社に委託するというような複雑な関係があるようございまして、これらについては、われわれといたしまして、それがそのような関係における値組めその他がCIF価格の不正申告等の結果になっているかどうかという点について、詳細承知したいと思つておるわけでございますが、関係者の話によりまして、捜査の結果、関係書類がすべて関係捜査当局の手にありますので、必ずしも十分な説明ができればいいというのが現状でございまして、私もどなたかいたしていただいまして、先生が御指摘の関係団体なり会社等について、弁護をいたすわけは毛頭ないわけでございます。まして、一日も早く事実が究明されるということをお願いしておるわけでございます。

○中村波男君 もちろんまだ取り調べ段階でありますから、共同会社あるいは協会について断定的なことを申し上げることは、もちろん慎重でなければならぬことも十分承知をいたしておりますが、少なくとも公益法人であるということですね。そういう点から見て、共同会社も一般的な株式会社とは性格においても違つておるわけですから、したがって、こういう会社があった、そこに介入をいたしました協会があるといったしますならば、それは問題だというふうに思ふわけでありまして、たがひまして、結果によつては、やはりきびしい態度で農林省は二度とこのような不祥事件が起きないような対策をたてていただくことは当然なことではないかというふうに思ふわけでありまして、新聞にも指摘をいたしておりますが、いわゆるこれらの協会、会社には、農林省の職員が、俗にいう天下りをしておられる。こういう点も国民にたいへんな不信感を与えておると思ふのであります。資料によりまして、日本冷蔵株式会社社長の副社長には、かつての農林事務次官であった西村健次郎さんが出ておられる。また日本食肉市場共同株式会社の社長は、田中良男さんで畜産局の衛生

課長であった。同じく専務取締役の白井加一さんは畜産局の調査官であった。また日本食肉市場共同株式会社の専務取締役は橘目亮さんで、これまた農林省振興局特産課から出られた人である。もちろん協会の会長は農林省出身である。こういうふうに見てまいりますと、何か、この農林省との癒着というものが問題にされるわけでありまして、そういう点では、ひとつ農林省としては厳とした態度で、行政指導を今後お続けいただくことを強く私は望むものであります。

そこで、差額関税制度が、また二カ月延期になったと、——そうでしょう。七月、八月また延期になった、三回目ですね。しかし依然として豚肉の相場というのは、高値で、下がりそうにないという、この現実に対して、素朴に国民もなぜだろうかと、このことを、疑問を持って見ておるというふうに思ひますし、私も、なぜ下らないんだろうかというふうに考えるわけでありまして、まあこの七月になってからを見ましても、東京の市場相場でありまして、上で、高値のときは六百十円、安値が五百五十円、加重値で五百七十円、安値が五百五十円、加重値が五百六十円、安値が五百十五円、加重で五百二十八円というふうな値が五百十五円、加重で五百二十八円というふうな値が、いわゆる高原相場といふますか、全く高値を維持しておるわけでありまして、逆な言い方をすれば、輸入量をふやして差額関税を設けておるから、この価格がどまっておるんだ。これがなかったならば、六百円以上になっておるんだらうという、そういう説明もやろうと思ひます、やれるんじゃないかと思ふやうな感じが、しかし輸入量をどんどんどんどん毎年ふやしてきた中で、生産もそんなに全体としては低下しておらない中で、もちろん消費量の増大というところは計算に入れないけれども、それらを差し引き勘案いたしますと、少し異常ではないかと、ここの現状に対する今後のように対処されようとしておるのか、この機会にひとつ具体的に御説明

を承つておきたいと、こう思ふわけですが。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

豚肉の最近における安定上位価格を相当上回つて推移しておること、減免制度を実施しながらしかもかかる事態が現出しておることにつまみましての御指摘でございますが、最近におきまして経過について申し上げますと、御案内のように、関税減免制度は本年の三月からこれをこなつております。で、安定上位価格をこえる期間が長く続きましたので、減免制度を行なつたわけでございます。まして、その結果、輸入が相当量ふえまして三月、四月、五月と各月一万吨以上の輸入が行なわれたわけでございます。その結果、四月上旬から五百三十円台をピークといたしまして、四百円台にこの価格が値下がりしてまいりました。この価格が値下がりしてまいりましたので、最近における豚肉の出荷動向その他も見まして、ほぼ価格上昇も鎮静化するといふふうな判断をしておりました。ところが、六月に入りまして非常に価格が、卸売り価格が相当また上回る結果となつてきたというところがございます。この点については、その事柄に藉口するわけではございませんけれども、やはり魚類の汚染問題等を契機として豚肉に対する需要が小売り筋なり市場筋の話では急増しておるというふうなふうな事情の説明があるわけでございます。その結果、われわれといたしましては、六月から再び二カ月間の減免の延長をとつたわけでございますが、豚肉につきましては、一つは、輸入豚肉は冷蔵ものでございまして、先生も御案内のとおりで恐縮でございますが、ハム等の加工品の代替物、したがって、内需への圧力を輸入肉によって振りかえて、したがって生肉価格を安定させるという関係でございまして、輸入牛肉のように直接国内牛肉と代替関係が少ないわけでございます。したがって、まあ相当輸入豚肉は入つておりますが、七月ごろの需要最盛期になる加工品の手当てという関係の面もございまして、輸入はふえておりますが、価格の、生肉の生食用の一般家庭用の

肉が下がっておらないというのが実情でございます。ただ、最近のこの四、五日の経過を見ますと、ようやくその騰勢が一段落を告げたというふうな推移も見えてまいりまして、五百二十、三十円台に、一ころ六百円台に近かった価格が五百二十、三十円台に相なってきたというところでございまして、まあ過去の豚の種つけの動向なり、出荷動向を見ますと、供給も若干七、八、九等にふえるような判断もしておりますので、値段といたしましては、鎮静化に向かうものではないかというふうに判断をしております。

○中村波男君 四月ごろには、ある程度豚肉が下がりまして、農林省としても、関税の特別措置を延期しなくてもいいんじゃないかというふうなふうに見ておられたようでありまして、五月ごろから六月にかけては、まだだんだんとじりじり上がってきたとして、三回目のいわゆる差額減税を続けなければならぬ、こういう結果になったわけでありまして、その間、いわゆるこの特別措置を続けさせるために、商社等が価格操作をやったんじゃないか、こういう見方があるわけでありまして、脱税をするような商社でありますから、そういうこともやりかねないかと、全くこれはうわさとして放置してよろしいのかどうか、こういう点については、私も問題があるというふうに考えるのであります。したがって、農林省として、どれぐら

いの価格に安定させることが望ましいかと、安定指標といえますか、そういうものをお持ちになっておられるのか。そこへ落ちつかせるために、やはり政策というのの焦点を合わせなければならぬんじゃないか、こういうことを感ずるのであります。その点どうですか。

○政府委員(大河原太一郎君) 前段のその関税減免期間を延長するために人為的な操作があったのではないかと御指摘でございますが、これにつきましては先ほど簡単に触れましたように、六月に入りまして魚類汚染問題その他がございまして、相当な需要の度が強くなったという点が一つかと思ひますし、また、減免制度実施の前提は東

京の卸売り市場の価格関係でございます。そこで急な買いが入ったとか、あるいは価格操作が行なわれたとかという点については、われわれも深甚な注意を払っておたわけでございますが、そのような事実はなくて、一般的な需給関係の結果であるというふうに判断をしておるわけでございます。

なお、高い豚肉価格について、一定の安定のめどをどこに求めて、どういう考えで、施策を進めていくかという御指摘でございますが、この点につきましては、先生のもう十分に御案内のとおり、本年度、四十八年度の豚肉の安定価格、安定帯は、下限基準価格が三百八十円、上限が四百六十五円でございますが、残念ながら、需給が非常にタイトであるために、現在のような価格水準になつておるといふのが実情でございます。で、四百六十五円と三百八十円でございますが、その上限価格付近に安定させることが一つのめどになつておるわけでございます。

これについては、牛肉その他と違ひまして、相当生産期間が短いわけでございますが、基本的には需給の不均衡があるわけでございます。やはり生産対策を強化し、その出荷を奨励していくという点によつて、需給の不均衡を是正していくということが基本かと思ひわけでございます。

○中村波男君 いま御説明のあった安定価格帯の上限が四百六十五円、下限が三百八十円、これが、飼料の値上がり、一般的な物価の値上がり、また水質汚染防止法が畜産に適用された現在において、公害施設等に相当な金を要する、費用を要するといふ状況から見ても、いま局長がおっしゃった四百六十五円、いわゆる上限価格程度に安定させるという方針が現実的であるかどうか、妥当な価格であるかどうかという点については、私は疑問に感ずるわけでありまして、もう少し高いところでは安定の供給ははかられるならば、よろしいのではないかとこのことも感ずるわけでありまして、問題は、五百五十円も六百円もするところに、問

題があるんじゃないかというふうに考えるわけがあります。したがって、こういう点についても、次期の改定期には、相当慎重に検討をされて、また、妥当な安定帯というのを示していただく、その上に立つて、関税の減税措置が、また金額として出てくるわけでありまして、そういう点をひとつ検討をされる必要があるんじゃないかと、この考えをしておるわけでありまして。

問題は、いかにして豚肉の生産を、国内でふやすかということに尽きるところであります。従来のような、幸いか、不幸かは別にしてですね、ビッグサイクル的な傾向というのは、だんだん狭まったといえますが、少なくとも申しますところ、この点はたいへんよろしい傾向だと思ふのであります。しかし、実際問題としては、豚の生産というのが思うにまかせない。どこに原因があるかということについて、どういう認識の上で今後進めようと思つておるか、この機会に明らかにしていただけたらと思ひわけでありまして。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。豚肉の価格は、時期によるフレはございますが、この二年間ぐらい比較的高水準で推移してまいりました。しかるにかかわらず、従来は、価格の刺激が生産の増加、供給増につながつて、これがまた低落という反動を招いたわけでございます。——供給増の刺激になつてきたということは事実でございます。

最近における豚飼水準の比較的高い水準にもかかわらず、先生ただいま御指摘のような、生産の増加なり供給の増加というものを見ない、この要因が一つの大きな問題でございます。われわれといたしまして、この点について、いろいろ検討をいたしまして、昨春秋、部外者とも懇談会等を経て検討をしたわけでございますが、一つには、先生御案内のとおり、豚の飼養形態は急速な勢いで多頭化しております。肥育段階において、ところが、これを供給いたします元豚の供給段階としての繁殖経営、この規模が非常に零細でござ

いまして、肥育規模の多頭化に應ずるような繁殖経営の規模拡大が行なわれておらない。そこにボトルネックがあるという点が生産段階における一つの大きな点であるというふうに考えられたわけでございます。

それから第二点は、やはり公害の問題でございます。しばしば指摘されるように、公害問題は豚と鶏に——他の畜種においても起きておりますけれども、最も大きな問題でございまして、この二点がやはり豚肉の生産増加なり供給増加の一つの大きな点ではないかというふうに認識したわけでございます。事ここまゝ申し上げませんが、四十八年度の関係においては、従来酪農ないし肉牛等に比べてやや生産をはじめとする諸対策において手薄でございました。豚対策につきましても、予算額等を相当大幅に充実いたしました。また公害対策等につきましても、昨春秋先生からも当委員会においていろいろ事実上の御指摘があったと思ひますが、具体的内容は御質問があればお答え申し上げますが、従来の予算規模をはるかに規模としても上回り、内容としても強化しているというふうな方向で、やはり生産対策は、やや時間を要しますが、その問題、基礎的な強化という点について進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村波男君 予定の時間が残り少なくなりましたので、また別な機会にいろいろ具体的な内容については指摘をし見解を求めたいと思ひますが、午前中、同僚の工藤委員からも質問がなされたようでありまして、私その答弁等も聞いております。なので、重複した質問になろうかと思ひますが、最近、いわゆる畜産の奇病といふか、奇形なものがあるかといふことについていろいろと論議がされておりますが、またこれらの原因については究明されておらない。したがって、まず問題解決は、どうしてこういう奇形の牛や豚が生まれるのか、また奇病に取りつかれるのかという、原因と因果関係を明らかにする必要がある。それについ

て農林省としてどのような研究がなされておるのか、この機会に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、最近における牛の死産率なり奇形児の出産なり、あるいは豚の問題等についていろいろ問題が提起されておりますが、それらのうちの主要なものについての状況と、その解明の現段階等について、専門的立場からの中間段階についての判断を申し上げてみたいと思ひます。

第一点の、昨年度以来、鹿児島、宮崎、熊本等の、南九州から起こりまして中・四国及び南関東に発生いたしました牛の死産率につきましては、これは本年の二月以降急速に終息に向かひ、ほぼ終息したというわけでございます。これについては、発生が起りました際、直ちに現地においても、あるいは中央におきましても、家畜衛生試験場その他の試験研究機関あるいは現地の大学なり、家畜保健衛生所という、それぞれの段階において、究明につとめてきたわけでございます。そして飼育管理なり、環境なり、あるいは牛でございまして、人工受精なりあるいは導入先というふうな、それぞれの因果関係について、いろいろ検討したわけでございますけれども、現在われわれの専門的な判断におきましては、その疫学的な特性とか、あるいは小牛からの脳髄等から見られる採取されたウイルス等の関係とか、あるいは親牛には影響がないとか、もろもろ専門的な立場から検討いたしまして、ウイルスではあるまいかというふうな点で、いかなるウイルスであるかということについて家畜衛生試験場においてその同定を急いでおるといふのが現状でございます。

うふうに現在考えられておるわけでございまして、これは、他の多頭飼育が行なわれている諸外国においてもこの症状が見られるというふうな事例等もあるようでございますが、いづれにいたしましても、これらが単にただいま申し上げたような原因ではなく、ほかのえさ等に基づく原因ではないかというふうないろいろな御指摘もございまして、その関係の子豚等を家畜衛生試験場等において現在各方面から実験に供し、各方面から原因究明につとめておるといふのが現段階の実情でございます。

○中村波男君 実は昨日、中部地区連合獣医師会の会長武藤六三郎さんの名前で、鈴木政務次官に代表が、陳情をされたわけであります。きのうは、局長さんに農林省でお会いしたいと思つて伺ひしたわけでございますが、あいにく御不在でありまして、陳情団を会わせることができなかったわけでありますが、この中部獣医師会におきましても、配合飼料が原因ではないかという大きな疑問を投げかけて、獣医師会として独自のいろいろ研究をされておるようでありますが、そこで疑わしきものは使わず、というこの原則に立ちまして、できるだけ、飼料の中に疑わしいものは配合しないようにする、食わせないようにする。そういう意味からいまして、いままでの栄養表示といふんですか、養分表示を改めて、品質表示に変えるべきでないかという強い要望が出されておるわけであります。

この点については畜産局といたしましても、前向きで御検討いただいておりますが、ぜひひとつ、できるだけ早い機会に、関係法律を改正されまして、いわゆる品質表示をさせるようにされたらいかがなものであろうか。ゆうべのNHKのニュースでもこれを取り上げておりましたけれども、品質表示をさせると、それだけ経費がかかるかとか、あるいは相当その表示をさせるために、複雑だとかというふうな理由で、飼料製造会社等が強く反対をしておる、そういうこともあって農林省も二の足を踏んでおられるんじゃないか。

か。こういう内容のテレビのニュースが流されたわけでありますが、そういうことがもし理由で、品質表示がよろしいんだという上に立ちながら、これに手をつけないというふうなことがあつてはならぬというふうな私は思つておるわけであります。これだけ社会的に不安を投げかけておるのでありますから、ぜひひとつこの点は前向きで早急に改正するように検討をしていただきたい。鈴木政務次官もそういう意味の、きのう発言をなさつたようでありまして、もう一度この場で確認をしておきたいと思つておるわけであります。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、現在の飼料の品質改善に関する法律制度におきましては、先生のお話しのような成分表示に相なつておるわけでございます。で、この成分表示につきましては、従来わが国における飼料の、最終段階の飼料の大半を占めております配合飼料につきまして、そのときそのときのメーカーの原料の手当てが、同じたん白質飼料としても、魚粉が割り安である場合は魚粉にすると、それから大豆が割り安である、割り安であれば大豆かすをたん白分とするというふうなことで、二十数種類にわたります配合飼料原料の中で、組み合わせが相当短い期間でも変わるといふような事態があつたやうでございます。したがって、まあ実情に即して、また諸外国でも成分表示で行なつてい

る例もあるというふうなことで、成分表示をとつてきたわけでございます。したがって、その点については、私どもは、一応はそういう意味もあつたのではないかとこのうに考えておるわけでございますが、ただいまお話しのように、畜産物を運ずる人体への安全性とか、そういう問題と関連いたしまして、いかなるえさが原料として使われたかという点については、大きな国民的関心事でございますし、また畜産物の消費を確保するためにも、安全なえさが使われているというところにも必要であるわけでございまして、この点につきましましては、原料表示への積極的な検討をいたすべきものというふうな考えをしております。

○中村波男君 もう一つ最後にただしておきたいと思つておりますが、専門家でありませんが、抗生物質の薬品が病気の予防として飼料の中に相当量混入されておる。本来、抗生物質というのは治療に使うべきもので、病気の予防に使わせることには問題があるんじゃないか、こう思つておるわけで、したがって、いわゆる畜産家はそういう知識を持たないものですから、病気がおそろしい。だから、抗生物質の薬品を常に食べさせておけば、病気がならないのだというふうな、そういう何といひますか、過信と申しますか、知識がないためにそれを好んで与えるというふうな面があるんじゃないか。したがって、この点についてはいろいろ専門家の間では、牛の奇病等もそういうところから原因が起るおそれがあるんじゃないかというふうな見方もあるやうでございます。この点について、いまのやり方ではよろしいという見解の上にお立ちになるのか、検討を要するという立場で今後検討をされるのか、その点を明らかにしていただきたいと思つておるわけであります。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。抗生物質につきましては、配合飼料の添加物としては、成長促進の意味が家畜栄養学的にはあるというところで、いろいろなものについては、これを入れることを認めておるといふのが第一点でございます。これについては、その量なり使用基準等については、飼料添加物公定書という制度を設けてまして、一定の学識経験者の検討の結果、基準を定めております。次に、予防的な段階になりますと、これは要指示薬、動物医薬品としての要指示薬としておりまして、獣医師の処方に従つて実需農家が依頼した上でメーカーがこれを配合するといふたてまつておるわけでございまして、先生御指摘のやうに、ややもすると家畜飼養農家等で、抗生物質等を多量に入れておけば、それによって病気がならないというふうな点もございまして、実は先般

も、各種の飼料の安全な、品質確保の問題も出ておきますので、末端に対してそのたてまへの貫徹という点を指導しておるわけでございますが、その点で多量な使用による家畜自体の異常性、あるいは畜産物への残留というような問題について、さらに効果的な方法等については検討をしてまいりたいように思っております。

○中村波男君 最後に、鈴木政務次官からお答えをいただければ幸いですが、きょう私が、この問題を特に取り上げて農林省の見解をただし、また、御承知のように、公益法人がこれらをして、いわゆる脱税に関係しておるといふ疑いを持たれたことはなほ遺憾だと思っております。幾ら農林省が、できるだけ豚肉の価格を安定させようとして輸入量をおふやしになつても、小売り値というのはいくら安くならない。そういう中で、背後には業者のほうで本位の価格操作が隠されておる。四十六年の十月に自由化されましたものの、国内相場は値上がりする一方だ。したがって、結果的には輸入でもうけて、脱税でもうけて、商社の猛烈な商法の陰で国民大衆が高い豚肉を食わされて泣かなければならぬ。こういう実態の中でありますから、少なくとも、公益法人として認可を与えておるのでありますから、今後十分この事件に関係ある、ないは別にいたしまして、行政指導をぜひお願いしたいと思つておるわけですが、農林省として、きょうここで申し上げるのはどうかと思つておるわけですが、私ちょっと調べたんです。公益法人が農林省だけで三百九十四あるわけですね。畜産局だけで局長幾つあると御存じですか。八十九あるわけですよ。この内容を十分まだ調べておりませんが、全く開店休業のものもある。同じような性格、同じような機能を持つたようなものもあるように見受けられるわけですね。こういう点については、これは畜産局だけで手をつけるということではないと思つて、農林省として公益法人について、もう少し厳重に

内容を審査されて、廃止すべきものは廃止する。それから、天下り等の批判を受けるような人事というの、できるだけこれはやめられるべきだといふふうに思つておるわけですが、そういう点を最後に強く要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思つておる。

○政府委員(鈴木省吾君) 食肉共同会社なり、あるいは飼料協会が関係あるか、ないかわかりませんが、とにかく取り調べを受けなければならぬというふうな事態になりましたことはまことに遺憾に考へます。また、指導監督にある者としても、今後十分厳正な指導なり監督をしてまいりたい、かように考へております。

さらに御指摘のたぐさんの公益法人、指導監督のもとにある公益法人につきましては、お話のような点を十分考へまして、再検討を加え、また適正な指導をすべきところは適正な指導あるいは監督をしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○委員長(亀井善三君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十七分散会

七月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案
正する法律案
一、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(衆)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案
森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)
第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督(第四
条―第二十四条)を」第二章の二 営林の助長
及び監督(第十條の四)に改める。
第二章の章名を次のように改める。

第二章 森林計画等

第四條第二項中第五号を第六号とし、第四号
を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え
る。

四 森林の土地の保全に関する事項
第四條第五項中「都道府県知事」を「関係行
政機関の長及び都道府県知事」に改め、同項を
同条第六項とし、同条第四項中「変更しよう
とするときは」の下に、「関係行政機関の長に協
議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、
同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次
に次の一項を加える。

三 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及
び形成その他森林の有する公益的機能の維持
増進に適切な考慮が払われたものでなければ
ならない。

第五條第一項中「民有林につき、森林計画区
別に」を「森林計画区別に、その森林計画区に
係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及
びその周辺の地域における土地の利用の動向か
らみて、森林として利用することが相当でない
と認められる民有林を除く。)につき」に改
め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号
を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の
保全に関する事項

第五條第二項中第三号を第四号とし、第二号
を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前
に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五條第五項中「公表するとともに」の下に

「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同
項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県
森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加
え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

三 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用
する。

第七條第一項中「第五條第五項」を「第五條
第六項」に改める。

第八條中「立木竹」の下に「又は土地」を加
え、「(以下「森林所有者等」という。))」を削
り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地
の使用若しくは収益をする」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「森林所有者等は、民有林」
を「森林所有者その他権利に基づき森林の立木
竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者
等」という。))は、地域森林計画の対象となつて
いる民有林」に、「伐採の届出書」を「森林の
所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採船その他
省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に
改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第
十一條第五項」に改め、同号を同項第一号の三
とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項の許可を受けた者が当該
許可に係る同項の開発行為をするために伐
採する場合

第十條の次に次の三條を加える。

(開発行為の許可)
第十條の二 地域森林計画の対象となつてい
る民有林(第二十五條の規定により指定され
た保安林並びに第四十一條の規定により指定
された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和
三十一年法律第一〇一號)第三條の規定により
指定された海岸保全区域内の森林を除く。)に
おいて開発行為(土石又は樹根と採掘、開墾
その他の土地の形質を変更する行為で、森林

の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 第一項の許可には、条件を附することができ。

4 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限る。かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監督処分)

第十條の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に對し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができ。

(適用除外)

第十條の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第十一條の二 営林の助長及び監督(施業の勧告)

第十條の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ。

(伐採の計画の変更(命令等))
第十條の六 都道府県知事は、第十條第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に對し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができ。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 都道府県知事は、第十條第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に對し、その伐採の計画

に従つて伐採すべき旨を命ずることができ。

第十八條第一項中「数人共同して」の下に「次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

第十八條第二項中「この場合において」の下に「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは」を加え、「当該森林所有者が定める」を「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」に、「共同して」とを「共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一條第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定めると」と、同条第五項第一号中「森林施業計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く。)」の規模に應じ、森林生産の保続」とあるのは「森林生産の保続」と、第十二條第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して(当該認定森林所有者のうち当該森林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して)」と、同項第一号中「森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた場合」と、同条第二

項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とに改める。

第二十條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十五條第一項中「(昭和三十一年法律第百一十号)」を削る。

第七十四條第一項中「と森林生産力の増進を図り、あわせて」を「及び森林生産力の増進並びに」に、「期する」を「図る」に改める。

第七十九條第二項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 組合員の生産する環境緑化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。)

の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第七十九條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む)の売渡し、貸付け又は交換

第七十九條第二項第六号の二を第六号の四とし、第六号の次に次の二号を加える。

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九條第四項中「組合は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第七項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「組合員以外の者が」を「組合

員並びに他の施設組合及びその組合員以外の者が「組合員」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 組合員に投資をさせる施設組合（以下「出資施設組合」という。）は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売却し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売却し（当該土地の区画形質を変更してする売却しを含む。）の事業を行なうことができる。

9 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

10 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（第八十五条の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」という。）は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 環境緑化木の生産
二 森林を利用して行なう農業
三 前二号の事業に附帯する事業
第八十条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。
第六章第二節第一款中第八十五条の次に次の一条を加える。

（森林の経営）
第八十五条の二 出資施設組合は、第七十九条

第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行なうものを除く。）及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

2 出資施設組合の行なう前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第八十六条第一項第一号中「森林所有者」の下に「（森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行なうものうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。次号及び第五十六条において同じ。）」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体（前号に掲げる者を除く。）
第八十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（以下「生産組合」という。）を「生産組合」に改める。

第八十七条第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

（回転出資金）
第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分償にに応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に投資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資（以下

「回転出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができない。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第九十三条第一項ただし書中「第六号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第九十八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「又は監事」を「監事、参事又は会計主任」に改める。

第九十五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「（回転出資金の額を除く。以下同じ。）」を加える。

第九十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第九十八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官」とあるのは、「行政庁ハ利害関係人」と読み替へるものとす。

第九十八条の次に次の二条を加える。

（参事及び会計主任）
第九十八条の二 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで（支配人）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二十号）第五十一条から第五十三条まで（支配人の登記）の規定を準用する。

第九十八条の三 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会

計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第九十二条第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時に於ける組合員の総数の四分の一（その総数が八百人をこえる組合にあつては、二百人）に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとす。

第九十二条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

第九十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第九十七条第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改め、同条第三項中「応じてし、なお剰余があるときは、」を「応じ、又は」に改める。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（回転出資金による損失のてん補）
第九十八条の二 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資施設組合は、回転出資金の損失のてん補に充ててなお剰余がある場合には、その払込み充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過

したときにこれを払い戻さなければならぬ。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならぬ。

第二百九条中「前三条」を「前四条」に、「処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準」を「処理するための基準として従わなければならない事項」に改める。

第二百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 所屬員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第二百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所屬員の行なう林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む）の売渡し、貸付け又は交換

第二百五十四条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 所屬員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所屬員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

七の四 所屬員のための森林施業計画の作成

第二百五十四条第二項中「連合会は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所屬員以外の者が」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員以外の者が」に、「所屬員が」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え

る。

5 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所屬員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

第二百五十四条に次の一項を加える。

7 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第四号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

第二百五十五条に次の一号を加える。

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつて法人（前二号に掲げる者を除く。）

第二百五十五条の次に次の一条を加える。

（議決権及び選挙権）

第二百五十五条の二 会員は、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員が組合である場合にあっては当該組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該組合が連合会である場合にあっては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（准組合員を除く。）

の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

4 会員の議決権及び選挙権の行使については、第九十条第三項から第六項までの規定を準用する。

第二百五十九条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「第二百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第二百五十五条」を「第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に改め、「第八十八条から」の下に「第八十九条まで、第九十一条から第九十五条まで及び第九十七条から」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「第八十八号」を「第八十八条の三」に、「第六号」を「第六号の三」に、「第七号」を「第七号の三」に、「第八十八号中」を「第八十五条第五項中「一人」とあるのは「一人（第八十五条第五項中「一人」とあるのは「一人（第八十五条第五項の二第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあっては、選挙権一個）」と、第八十八条中」に改め、同条第四項中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第五項中「読み替える」を「、同条第三項中「第八十五条第九項本文」とあるのは「第八十五条本文」と読み替える」に改める。

第六十条第一項中「会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）」を「出資連合会」に改め、同条第二項第五号中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第六十三条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第六十二条第二項を次のように改める。

2 行政庁が組合又は連合会の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてする。

第七十八条中「（昭和三十八年法律第二百二十五号）」を削る。

第八十一条中「連合会に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

第八十二条を次のように改める。

（行政庁による解散命令）

第八十二条 次の場合には、行政庁は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をし、とるときは、当該組合又は連合会に対し、あらかじめ、命令をし、とる理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（組合及び連合会に対する助言、指導等）

第八十四条の二 国及び都道府県は、組合及び連合会に対して、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まって森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行なう等必要な配慮をするものとす

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を変更し、かつ、これを公

表しなければならない。この場合には、新森林法第五條第二項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画の公表に関する部分を除く）並びに第七條の規定を準用する。

（開発行爲に係る経過規定）

第四條 この法律の施行の際現に開発行爲（新法第十條の二第一項の開発行爲をいう。以下同じ。）を行なつてゐる者は、当該開発行爲について同項の許可を受けたものとみなす。

（仮理事の選任に係る経過規定）

第五條 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第百十八條（旧法第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六條の規定による仮理事の選任については、なお従前の例による。

（総代会に係る経過規定）

第六條 この法律の施行の際現に設けられてゐる総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

（解散命令に係る経過規定）

第七條 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二條第一項の規定による事件については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）

第八條 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第九條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第九号及び第七十三條の七第十号中「第八十六條第二項」を「第七十九條第十項」に改める。

（保安林整備臨時措置法の一部改正）

第十條 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改める。

第三條中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項及び第七十八條の二中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「第八十六條第二項（生産組合員の資格）」を「第七十九條第十項（生産組合の事業の種類）」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第十三條 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第十四條 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（目的）

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する

地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二條第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分収造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。

（国営分収造林計画）

第三条 農林大臣は、森林法第四條に規定する全国森林計画に即して、昭和四十八年度以降十五年間に於いて実施すべき国営分収造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画（以下「国営分収造林計画」という。）をたてなければならない。

2 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。

3 農林大臣は、国営分収造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、国営分収造林計画をたてるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することが出来る。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（造林実施地域の指定等）

第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわ

れていない地域であり、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することが出来る。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することが出来る。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするとき、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

（国営分収造林契約の締結）

第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することが出来る。

一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であるこ

と。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分収造林契約によつて造林を行なうことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあっては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分収造林契約の内容）

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 主伐の予定期間

八 収益を分収する割合

九 造林に関する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分収造林契約による造林に係る樹木は、国と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

2 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、国営分収造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

3 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをすることができ。

4 国営分収造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分収する割合等）

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参酌して当該契約で定める。

2 造林地の収益の分収は、その樹木の売却代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができ。

3 国営分収造林契約による造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分収する割合によつて分収する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の突及びびきのこ類

三 手入れのため伐除する枝

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する樹木

（処分の制限）

第十条 造林地又は第七条の規定による持分の譲渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）

第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分収造林契約の解除）
第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する

場合には、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合において経営の能力が確実であると認めるとき。

二 契約の目的を達することができないと認めるとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、

第十条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、直ちに、収益の分収を行なわなければならない。

2 前条第一号又は第三号の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五パーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

3 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払つたときは、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

（国営分収造林契約に係る造林事業に関する費用の繰入れ）
第十四条 政府は、国営分収造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）
第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その

の施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分収造林契約の締結）

2 この法律による国営分収造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

3 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）第五条の契約により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」の下に「及び民有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

（分収造林特別措置法の一部改正）
5 分収造林特別措置法の一部を次のように改正

する。

第一条中「国有林野法」を「国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）第五条（国営分取造林契約の締結）の契約及び国有林野法」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約百三十一億円、平年度約百七十八億円であり、じ後通増する見込みである。

昭和四十八年八月三日印刷

昭和四十八年八月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局